

ちば

千葉県子ども・子育て支援プラン2020

令和5年3月中間見直し版

第2期千葉県子ども・子育て支援事業支援計画
新 千葉県次世代育成支援行動計画(後期計画)

千葉県
令和5年3月



はじめに

子どもは、千葉の未来、日本の未来を担う宝です。子どもが健やかに生まれ、夢と希望を持ちながら元気に育つことは、社会全体の願いです。



一方で、核家族化や共働き世帯の増加、人口減少・少子高齢化の進展、地域のつながりの希薄化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子どもの健やかな育ちを支えていくためには、子どもと子育て家庭への支援がますます重要となっています。

こうした中、県では、市町村が行う幼児期の教育・保育等の提供体制の計画的な整備を支援するとともに、子どもが健やかに生まれ育成される社会を実現するため、令和2年3月「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と「新次世代育成支援行動計画(前期計画)」を継承した「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」を策定しました。

本プランでは「子どもは地域の宝 すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみんで支える」を基本理念とし、令和2年度から令和6年度までを計画期間として、児童福祉、母子保健、教育、生活環境等幅広い分野で具体的施策を推進してきましたが、このたび、直近の社会状況を踏まえ、幼児期の教育・保育等の提供体制の確保策や施策推進の目標などについて、中間見直しを行いました。

今後とも県民の皆様と共に、市町村、関係団体と連携しながら、子どもの可能性を広げる千葉の確立に向けて本プランを推進してまいります。

結びに、本プランの見直しに当たり、御審議いただきました「千葉県子ども・子育て会議」の委員の皆様及び「次世代育成支援対策千葉県協議会」の構成団体等の皆様、並びに、策定に御協力いただきました皆様に、心から感謝申し上げます。

令和5年3月

千葉県知事 熊谷 俊人

目次

第1章	プラン策定にあたって	1
第2章	少子化等の現状及び課題	7
第3章	プランの基本的事項	12
第4章	具体的施策の展開	19
I	安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり	19
1	次代の親となる子ども・若者の育成と支援	19
①	次代の親の育成	19
②	結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援	22
③	若者の自立・就労支援	25
2	健康で安心な妊娠・出産・子育ての環境づくりと負担の軽減	33
①	妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援	33
②	安心して妊娠・出産できる環境づくり	35
③	経済的負担の軽減	40
④	ひとり親家庭等の自立支援の推進	43
3	仕事と子育ての両立の推進	49
①	ワーク・ライフ・バランスの推進	49
②	男女が協力して子育てできる環境づくり	52
II	子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり	55
4	子どもの健康の保持・増進	55
①	小児医療体制の整備	55
②	子どもの保健対策の充実	58
③	食育の推進	63
5	子どもの生きる力を支える教育の推進	67
①	就学前の子ども教育・保育の充実	67
②	学ぶ力の向上、健康・体力づくりの推進	70
③	よりよく生きるための道徳教育の充実	74
6	子どもの権利擁護の推進	76
①	人権教育の推進	76
②	児童虐待防止対策の充実	78
③	社会的養育の推進	85
④	いじめ防止対策の推進	90

7	きめ細やかな対応が必要な家庭・子どもへの支援	92
①	子どもの貧困対策の推進	92
②	障害のある子どもへの支援	95
Ⅲ	地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり	102
8	地域における子育て支援サービスの充実	102
①	保育所等の整備促進と質の向上	102
②	保育等人材の確保と資質の向上	106
③	多様な子育て支援サービスの充実	111
④	小学生の放課後対応の充実	115
⑤	企業参画による子育て支援	120
9	安全で安心して子育てできる環境の整備	122
①	安心して子育てできる環境の整備	122
②	子どもを犯罪や事故から守る対策の推進	127
③	情報化社会への対応	132
④	地域の力を活用した子育て支援の充実	134
第5章	子ども・子育て支援新制度の推進	140
第6章	施策推進の目標	160
	教育・保育の提供体制の確保に係る市町村(区域)別一覧	166
	用語解説	220
	資料編	
	資料1 プランの推進体制	225
	資料2 プラン策定の経緯	226
	資料3 千葉県子ども・子育て会議委員名簿	228
	資料4 次世代育成支援対策千葉県協議会構成団体等一覧	229
	【参考】各計画関連図	230

※ 「子供」の表記について

固有名詞及びこども基本法に関する記載を除き、原則として本計画の根拠法である子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき「子ども」と表記します。

※ 用語解説に解説がある用語について、* をつけました。

第1章 プラン策定にあたって

1 プラン策定の趣旨

人口減少・少子高齢化の進展、核家族化や共働き世帯の増加、地域のつながりの希薄化など、子育て環境が大きく変化しています。

少子化傾向に歯止めをかけ、千葉の未来、日本の未来を担う子どもたちを育成するためには、子どもの成長に応じて変わる子育て支援のニーズに対応し、安心して子どもを生み、育てることができる環境づくりに社会全体で取り組む必要があります。

県では、これまで、次世代育成支援対策推進法（平成17年4月施行）に基づき、平成17年3月に千葉県次世代育成支援行動計画を策定し、平成21年度までを前期計画、平成26年度までを後期計画として取組を進め、さらに、次世代育成支援対策推進法の改正（平成26年4月）により、同法の有効期限が10年間延長されたことに伴い、平成27年11月に「新 千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」を策定し、次世代育成支援に関する取組を進めてきたところです。

また、平成24年8月に制定された子ども・子育て支援法をはじめとする子ども・子育て関連3法による「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月に施行され、県では、「子ども・子育て支援新制度」の実施主体である市町村を広域的・専門的立場から支援する「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」を平成27年3月に策定（平成29年度中間見直し）し、取組を進めてきたところです。

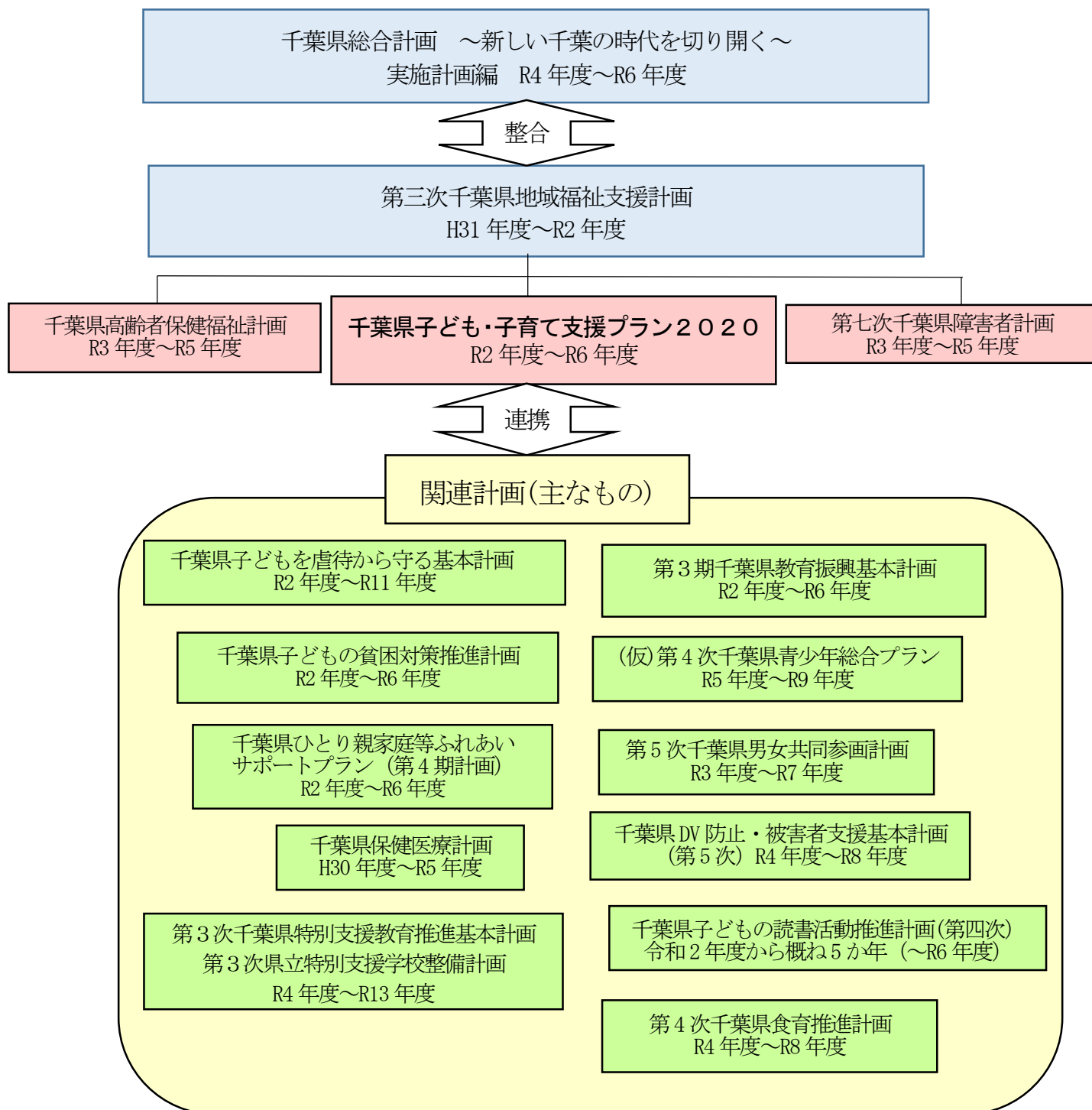
このような中、国においては「新・放課後子ども総合プラン」策定（平成30年9月公表）や児童福祉法改正等を受けた児童虐待防止対策・社会的養育の見直しのほか、幼児教育・保育の無償化の実施のための子ども・子育て支援法改正（令和元年10月施行）に伴い、子ども・子育て支援法に基づく基本指針及び次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針が改正されました。

県では、引き続き、関係機関、団体、民間事業者等が一体となって子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策を総合的かつ計画的に取り組んでいくため、子ども・子育て支援法に基づき市町村が行う幼児期の教育・保育等の提供体制の計画的な整備を支援する「千葉県子ども・子育て支援事業支援計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づき子どもが健やかに生まれ育成される社会の実現に向けた子どもと子育て家庭への支援に関する施策の方向性や目標を定めた「新 千葉県次世代育成支援行動計画（前期計画）」とを継承する一体的な計画として、「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」を策定することとしました。

2 プランの位置づけ

令和4年度 中間見直し

子ども・子育て支援法第62条第1項の規定による県の子ども・子育て支援事業支援計画及び次世代育成支援対策推進法第9条第1項の規定による県の行動計画を「千葉県子ども・子育て支援プラン2020」として、一体的に策定するものであり、「次世代への飛躍 輝け!ちば元気プラン」や「第三次千葉県地域福祉支援計画」をはじめ、県の関連諸計画との整合を図ります。



3 プランの期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

4 達成状況の点検・評価、見直し

令和4年度 中間見直し

本プランは、毎年度、プランに基づく施策の実施状況などを点検・評価の上、公表します。また、本プランは3年目（令和4年度）を目安として見直しを行うこととされており、今回、令和5年3月に中間見直しを行いました。このほか、社会情勢の変化等により実態とのかい離が生じた場合においては、必要に応じて随時見直しを実施していきます。

5 プランにおける定義

(1) 「子ども・若者」

このプランが対象とする「子ども・若者」は、特にただし書きがない限り、乳幼児、児童、生徒、青少年から自立して生計を営む前の若者まで幅広く含んだ概念として使っています。

(2) 「親」

このプランが対象とする「親」は、妊娠している段階から子育てが始まっていると捉え、妊娠中から自立して生計を営む前の若者の保護者を含めた概念として使っています。

(3) 「地域」

このプランが対象とする「地域」は、ベビーカーを押して行ける程度の生活圏における「身近な他人による支え合い」共同体を基本に、さらに働く場を含めた概念として使っています。

6 市町村との連携

子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策は、児童福祉、母子保健、教育、生活環境等の各分野にまたがるものであり、関係部局が連携して、部局横断的に取り組むことが必要です。その上で、県と市町村が連携・協働して、県民をはじめ、関係機関、団体、民間事業者等と一体となって取り組むことが重要です。

○ 県の役割

県は、子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策を進めるに当たって、市町村の主体性・地域性を尊重し、市町村の実情に応じた必要な支援を行います。

- ・市町村が取り組む、子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援対策推進のための基盤整備
- ・市町村の圏域を越えて広域的に取り組むべき事業や市町村での対応が困難な技術的・専門的に取り組むべき事業の実施、広域的な観点からの市町村間の調整
- ・先駆的・モデル的に実施すべき事業
- ・地域における子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けた人材育成・資質向上
- ・民間団体、事業主等が子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けて実施する事業の支援などを行います。

○ 市町村の役割

住民にもっとも身近な自治体である市町村は、子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の中心的な実施主体として、住民の多様なニーズを把握し、そのニーズを踏まえ、各施策を推進する必要があります。

- ・市町村圏域内の地域における子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進
- ・住民のニーズに対応した子育て支援環境の整備
- ・地域における子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けた人材育成・資質向上
- ・民間団体や事業主等が子ども・子育て支援施策や次世代育成支援対策の推進に向けて実施する事業の支援などを推進することが期待されます。

○ 県と市町村との連携の確保に向けて

- ・市町村が地域の実情に応じた取組や創意工夫が図れるよう、必要な情報の提供や情報共有に努めるとともに、市町村における取組を支援します。
- ・市町村と協働して、地域住民のニーズや地域の課題の把握に努めます。
- ・先駆的な事業やモデルとなる事業を積極的に支援するとともに、県内広域的に行うべき事業を実施します。
- ・市町村間で調整が必要な事項については県で調整を行います。
- ・国・県・市町村それぞれの役割分担を踏まえ、国における取組が必要なものについて、制度の創設や財源措置などを国へ要望します。

(1) 新型コロナウイルス感染症に見る緊急事態（パンデミック等）への対応について

国の基本的対処方針によれば、保育所等については感染が拡大している中においても社会的機能の維持のため、原則開所することが求められているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により、県内の保育所等においても園内で感染が拡大し、全部休園、一部休園といった対応を取らざるを得ない状況となりました。

そのため、感染防止対策を徹底し原則開所することを前提としつつ、やむを得ず休園する場合にも、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持するための対策を講ずることが求められるとともに、新型コロナウイルス感染症に限らず、将来新たな感染症等が発生・流行することも十分想定され得ることから、未知の感染症がまん延した場合の対応についても検討する必要があります。

(2) こども基本法の制定について

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、「次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会」を目指すことを明示し、それに向けて「こども施策を総合的に推進すること」を目的として、こども基本法が制定され、地方公共団体は、基本理念にのっとり、こども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、実施する責務を有することとされました（令和5年4月1日施行）。

こども基本法では、都道府県は、国の大綱を勘案して、都道府県こども計画を定めるよう努めるものとするとしており、「こども計画」と次世代育成支援対策推進法に基づく都道府県行動計画、子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の整合性を図る必要があります。

(3) 児童福祉法の改正について

令和4年6月、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、児童相談所に関しては、一時保護開始時に裁判所による司法審査が導入されるほか、各種措置の際の児童の意見聴取や一時保護施設の設備・運営基準に係る条例の整備等が新たに義務付けられました。

改正法は、一部の規定を除き、令和6年4月から施行されるため、国の動向を注視しつつ、限られた時間の中で、条例制定や施設の整備、職員の確保・育成など、体制を整えていくことが課題となります。

また、改正法では、市町村におけるこども家庭センターの設置等、これまでの組織や事業について見直しを行うなど、市町村における実施事業についても影響があるため、県としては、市町村に対して制度の周知のほか整備に向けた支援を行っていく必要があります。

(4) ヤングケアラーが抱える課題について

ヤングケアラーとは法令上の定義はありませんが、一般に、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもとされています。

県では令和4年7月～8月にかけてヤングケアラー県内実態調査を初めて実施しました。その結果、世話をしている家族が「いる」と回答した小学6年生が14.6%、中学2年生が13.6%、高校2年生が10.5%となり、令和2年度から3年度にかけて実施された国による全国実態調査より高い数値となりました。ヤングケアラーは家庭内の問題であることから発見しにくく、かつ、複合的な課題を抱えていることが多いと言われています。多機関の連携によって早期発見から適切な支援へ繋げることが重要な課題となっています。

(5) 人口減少地域における保育の在り方について

これまでの県の保育政策は、都市部を中心とする待機児童問題への対応を主軸として、保育の量的拡充と保育の質の向上を両輪として進めてきたところです。

国の交付金等を活用し、県単独の上乗せを行って施設整備を進めた結果、令和4年4月1日現在の待機児童数は250人、県内40市町村で待機児童はゼロとなっています。

一部の地域で量的拡充等の保育需要に応じた対策は引き続き必要ですが、人口減少地域では、子どもの数だけでなく生産年齢人口も減少していく中で、いかにして小学校就学前の児童に良質な保育を提供し続けていくことができるのか、そのために重要な役割を果たす保育所等を地域社会のために欠かせない社会インフラとしてどのように維持していくのかが大きな課題となっています。

(6) 幼児教育・保育の質の充実について

幼稚園・保育所等における幼児教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、子どもの豊かで健やかな育ちを支え促す保育の機会を保障するためには、幼稚園・保育所等を整備するとともに、関係者が共通理解を持って主体的・継続的・協同的に幼児教育・保育の質を確保・向上させていくことが重要です。

また、不適切な保育に関する対応を含め、幼児教育・保育の質を担保する必要があります。

加えて、送迎用バスへの児童の置き去りや保育所等での不適切な保育といった事案が全国的に発生しており、園内外の活動において児童の安全を確保することが保育の質の充実を図る上で、必要です。

第2章 少子化等の現状及び課題

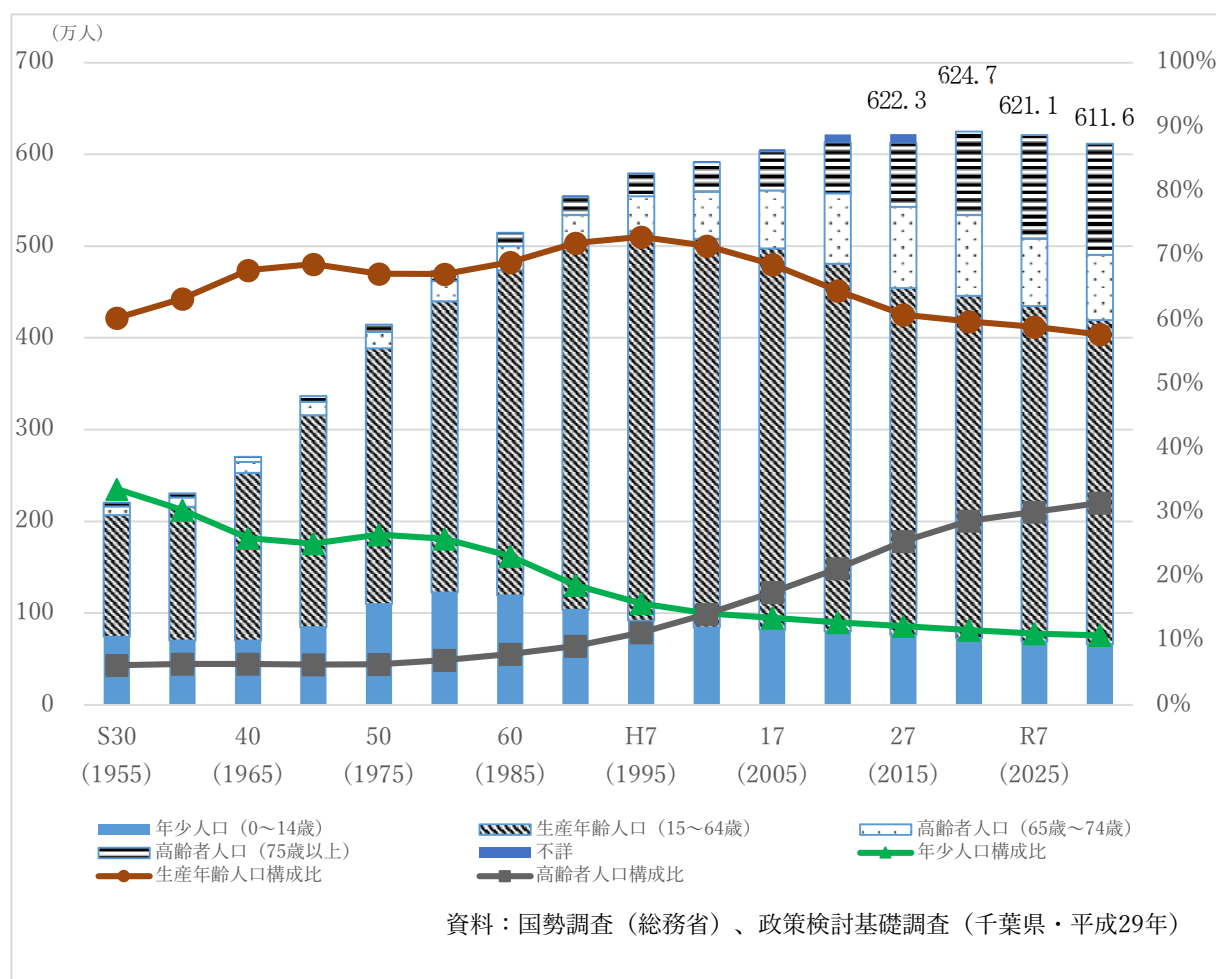
○ 千葉県の将来人口推計

我が国では、人口減少が進む中、千葉県の人口は平成27年（2015年）で約622万3千人で全国人口の4.9%を占め、全国で6番目に多くなっています。

千葉県の将来推計人口は、平成29年に本県が実施した調査によると、令和2年（2020年）には624万7千人となりますが、その後は、これまでの増加傾向から減少傾向に転じ、令和7年（2025年）には621万1千人、令和12年（2030年）には611万6千人まで減少することが予想されています。

また、今後の人口を年齢区分別にみると、年少人口（14歳以下）や生産年齢人口（15歳～64歳）が減少する一方で高齢者人口（65歳以上）は増加すると見込まれています。

図1 人口及び年齢区分別の構成比の推移【千葉県】

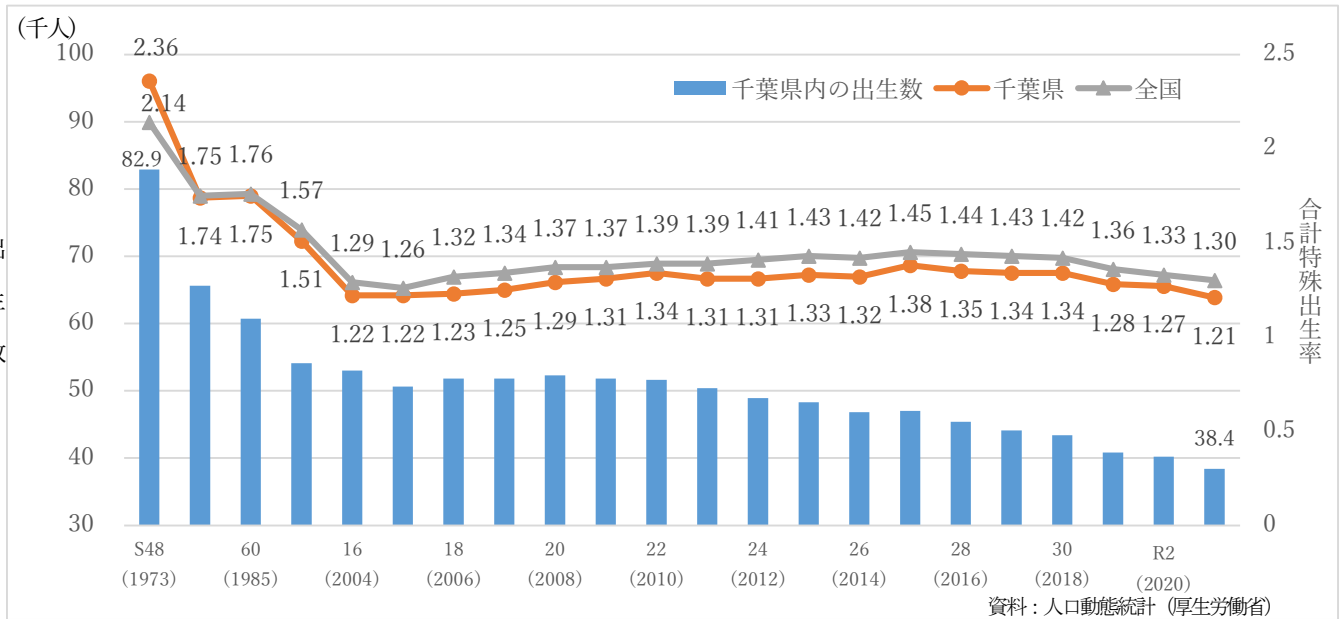


○ 少子化の進行

本県の出生数は、第二次ベビーブームのさなかの昭和48年（1973年）の8万2,960人をピークに減少傾向が続き、令和3年（2021年）には3万8,426人となっています。

合計特殊出生率（一人の女性が一生の間に生む子どもの数の推計値）は、昭和51年（1976年）に2.0を下回り、昭和60年（1985年）以降は全国平均を下回っています。令和3年（2021年）は1.21（全国1.30）であり、依然として少子化傾向に歯止めはかかっていません。

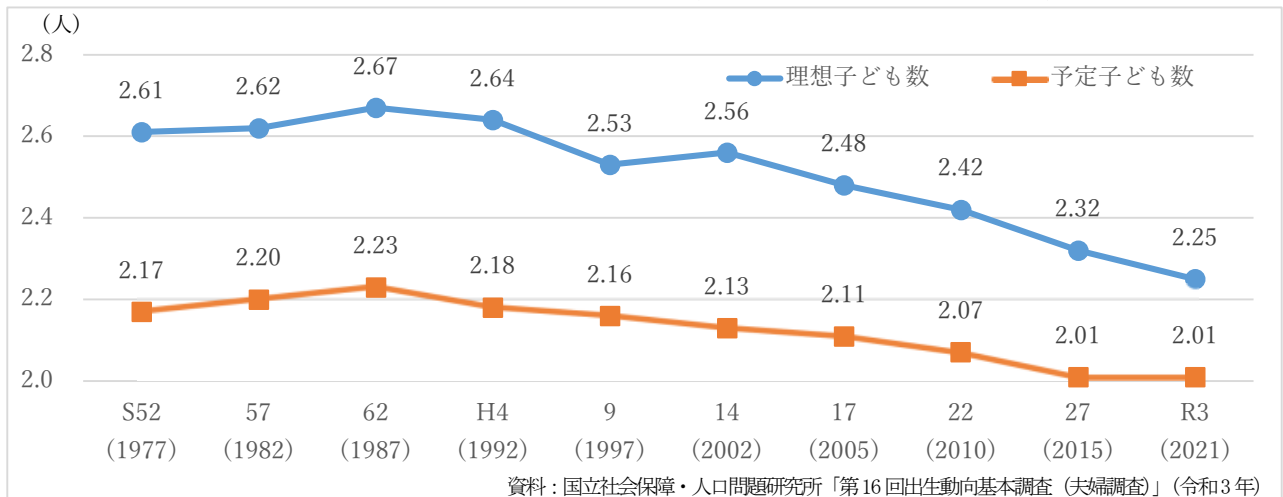
図2 出生数と合計特殊出生率の推移【全国・千葉県】



○ 理想子ども数、予定子ども数ともに減少傾向

国立社会保障・人口問題研究所が令和3年（2021年）に実施した調査によれば、夫婦にたずねた理想的な子ども数は、前回調査2.32人を下回り2.25人となりました。また、夫婦が実際に持つ予定の子ども数も昭和62年（1987年）以降、減少傾向が続いています。

図3 出生動向基本調査による平均理想子ども数、および平均予定子ども数の推移【全国】

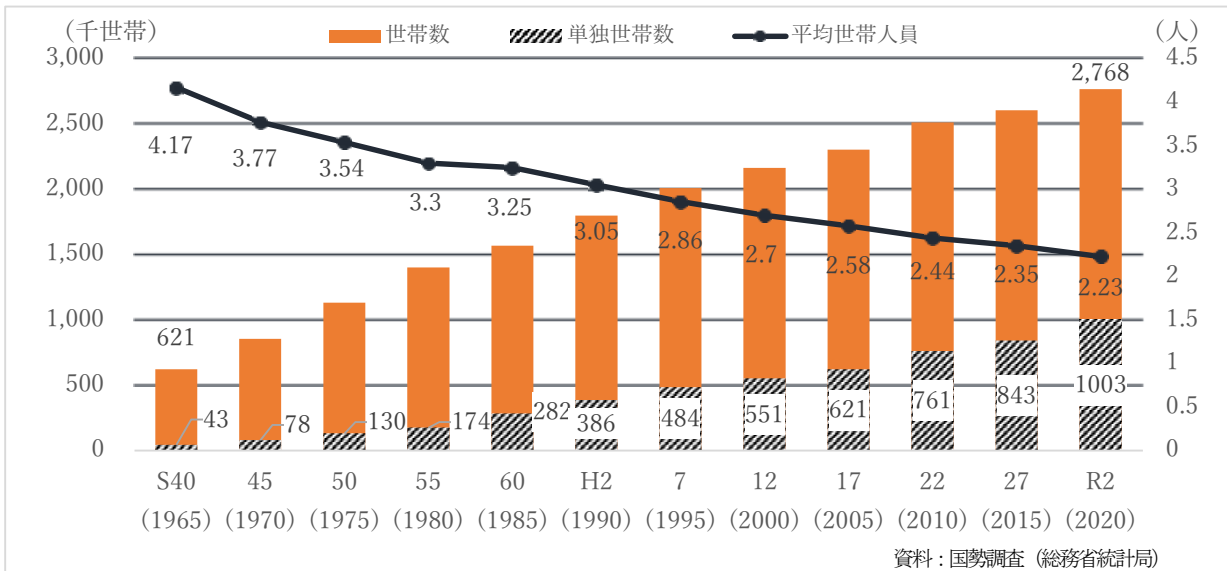


○ 世帯の小規模化の進展

昭和40年（1965年）には、本県の平均世帯人員は4.17人で、世帯数は約62万1千世帯、単独世帯数は約4万3千世帯で、単独世帯の占める割合は約7%でした。

以降、平均世帯人員の減少と単独世帯数の増加が進み、令和2年（2020年）には平均世帯人員2.23人、世帯数は約276万8千世帯、単独世帯数は約100万3千世帯となり、全世帯の約36%は単独世帯となっています。

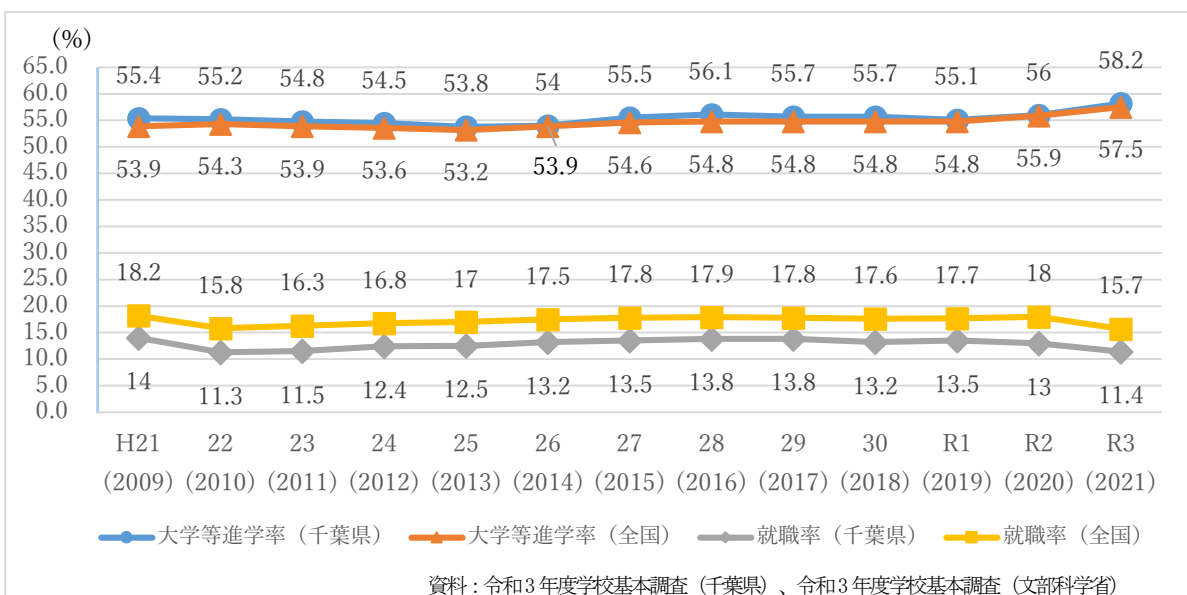
図4 平均世帯人員及び世帯数の推移【千葉県】



○ 高校卒業後の進路状況

本県の令和3年（2021年）3月の高等学校卒業者は4万8,202人で、大学等進学率は58.2%、就職率が11.4%となっています。大学進学率は増加傾向、就職率は減少傾向にあります。

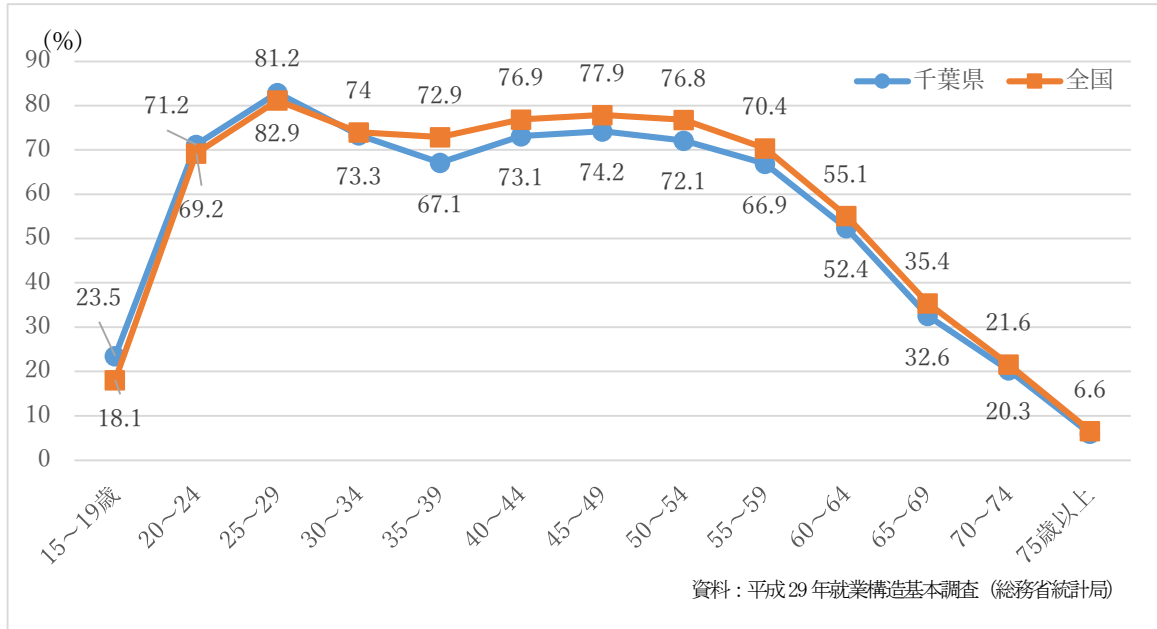
図5 高等学校卒業者の進路の状況【全国・千葉県】



○ 女性の年齢階級別有業率

女性は、出産・子育て期に離職することが多く、女性の年齢階級別有業率を見ると本県における35～39歳の女性の有業率が67.1%であるように、35～39歳で谷となり、20歳代後半と40歳代後半が山になるM字型カーブを示しています。

図6 女性の年齢階級別有業率【全国・千葉県】

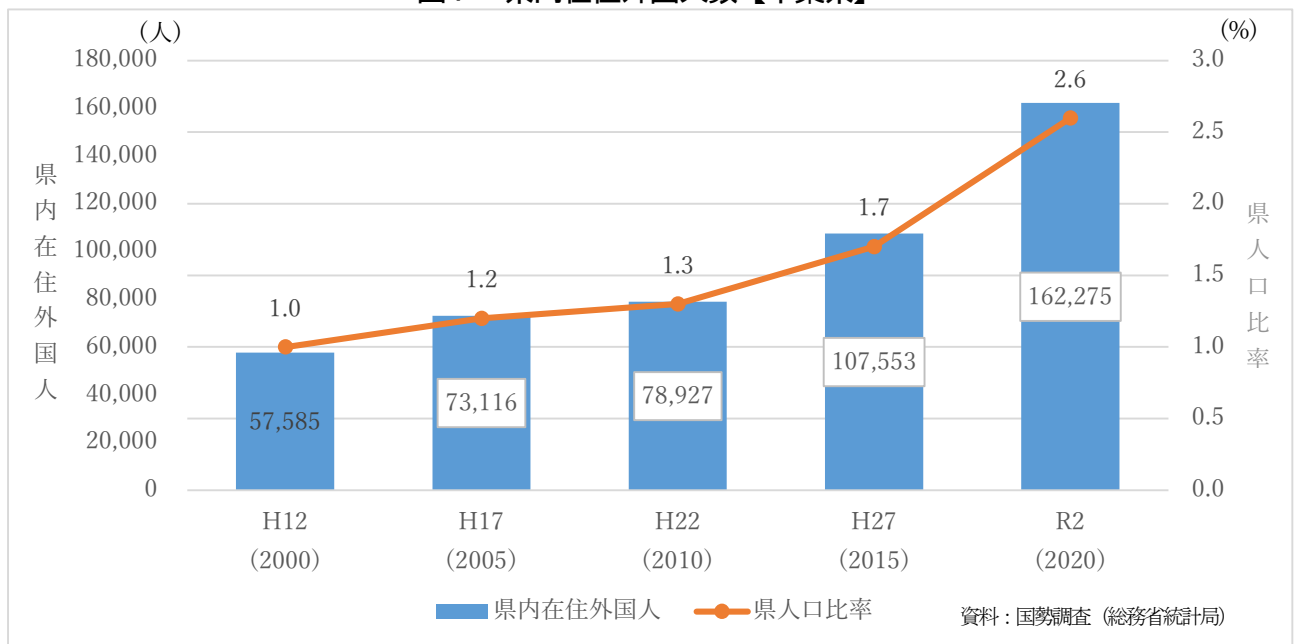


○ 県内在住の外国人数

令和4年度 中間見直し

令和2年（2020年）の県内在住外国人数は16万2,275人であり、平成27年（2015年）に比べて5万4,722人増加し、県人口の2.6%を占めており、増加傾向となっています。

図7 県内在住外国人数【千葉県】



○ 少子化のもたらす影響

少子化のもたらす影響は、経済面では、労働力人口の減少と経済成長への影響などが懸念されます。また、家族の形態の変容や地域社会の変容など様々な面で懸念されています。将来にわたり、持続的な経済と地域社会の発展を実現するためには、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）* の理念を踏まえつつ、関係機関が連携して、子ども・子育て支援施策及び次世代育成支援施策を総合的かつ計画的に取り組んでいくことが必要です。

第3章 プランの基本的事項

1 基本理念

子どもは地域の宝 すべての子どもと子育て家庭の育ちを 地域みんなで支える

私たちは「子どもを地域の宝として、すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域みんなで支える」子育てを実現したいと考えています。具体的には、地域にいる人同士がお互いに顔見知りになって、子どもや子育て、あるいは地域のために輝いている自分に気づき、関わり合い、学び合い、皆が子どもを愛し、子どもは皆から愛されていると実感できるような、そんな地域社会の中で子育てを実現したいのです。

子育ての第一義的責任は、父母その他の保護者にあることは言うまでもありませんが、これに併せて、地域社会は、これから親になる人や子育て中の人や親として育つことを支えるという大きな役割を担っています。

また、「子は鎧（かすがい）」と言われるますが、文字どおり、子どもが本来持つ魅力を存分に活用し、子どもを中心に、地域の人と人、異なった世代間をつないでいくことができるのです。子どもを同じ時代を生きる仲間として捉え、子ども自身が地域社会の一員として参加、参画していく機会が必要です。

【基本理念のイメージ】



2 基本的視点

基本理念の実現のために、3つの基本的視点を立て、取り組みます。

(1) 子ども一人ひとりの権利の尊重

子どもを権利の主体として、子どもの意見や意思を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点

(2) すべての子どもと子育て家庭を支援

多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズに対応できるよう、柔軟かつ総合的に、すべての子どもと子育て家庭を支援していく視点

(3) 地域全体で支える子育て

保育・子育てに関する専門的知識を持つ人材ばかりでなく、地域への貢献を希望する高齢者等様々な人々が地域の担い手となり、地域全体で子どもの成長を支えていく視点

(1) 子ども一人ひとりの権利の尊重

「子どもの権利」は、すべての子どもが有するものであり、平成6年に日本が批准した「児童の権利に関する条約」では、大人と同様ひとり人間としての人権を認め、子どもの生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4つの権利を守るよう定めています。

平成28年には児童福祉法において子どもが権利の主体として位置付けられ、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての児童が適切に養育され、その生活が保障されること、心身の健やかな成長・発達や自立等が保障されること等の権利を有することが明確化されました。

様々な施策の中で、子どもを権利の客体として捉えるだけでなく、権利の主体として尊重するとともに、子ども自身が自分がかげがいのない存在であると感じ、自立していけるよう、子どもの意見や意思を尊重するための取組を進めることが必要です。

子どもを一人の人間として尊重し、子どもにとって何が一番よいか、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりにとっての利益が最大限に尊重されるよう配慮し、子ども自身が生まれてよかったと思える環境づくりが重要です。

(2) すべての子どもと子育て家庭を支援

人は一人ひとり違った環境で生まれ育ち、個々の家庭を取り巻く状況もそれぞれです。国際化の進展により、多文化、多国籍化が進んでいます。子どもの最善の利益を基本として、それぞれの子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分に対応できるよう、きめ細やかな支援体制をつくる必要があります。

また、核家族化の進展、女性の社会進出、価値観の多様化等に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズも多様化しています。

多様なニーズに対応できるように、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題も踏まえ、子育て家庭の視点に立って、すべての子どもと子育て家庭を柔軟かつ総合的に支援する取組を進めていくことが必要です。

(3) 地域全体で支える子育て

少子化・核家族化の進展とともに、孤立感や閉塞感で行き場のない子育てをしている親たちを支える必要があります。特に、子育て等に関する知恵、技術の伝承がなく、親としてのモデルをもっていない親の子育てに対する不安や負担を解消するため、子育てを孤立化させない取組や、支え合いの場を身近に用意することが必要です。

幼稚園教諭や保育士といった子育てに関する専門的知識を持つ人材ばかりでなく、子育て活動を行うNPO、子育てサークル、自治会をはじめとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会や障害者等に対するサービスを提供する民間事業者のほか、地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦等の様々な人々が地域の担い手となり、すべての子どもと子育て家庭を支援していくことが必要です。

地域が抱える課題を地域住民がそれぞれ持つ力を持ち寄り、互いに支え合い、安心して暮らせるよう、地域住民自らが主体となった取組が必要です。

福祉の枠を越え、住宅や道路、就労、教育、環境など、様々な分野が互いに連携し、次世代育成支援の取組を進めていく必要があります。

～私たちの目指す社会～

子ども・若者

- ・ すべての子どもが社会の一員として尊重され、生まれてよかったと思える社会。
- ・ 地域社会での様々な活動に参画し、生命の大切さ、家庭を築くことの大切さの理解を深め、自立した若者へ成長できる社会。
- ・ 個々のニーズに即した支援策を選択できる社会。

親

- ・ 自己の価値観に即した生き方で、結婚や妊娠・出産、子育ての希望がかなえられる社会。
- ・ 安心して子どもを生み、子育ての喜びを実感できる地域社会。
- ・ 地域が子育ての喜びを共有し、子育てしているすべての家庭を応援する社会。

地域社会

- ・ 世代を超えて、いろいろな人たちが相互に関わり合いながら、子どもを地域の宝として、すべての子どもと子育て家庭の育ちを地域のみinnで支える社会。

3 柱

基本的視点に沿って、本プランで推進すべき3つの柱を次のとおり定めます。

- I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり
- II 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり
- III 地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

I 安心して妊娠・出産し、ゆとりをもって子どもを育てられる環境づくり

- 子どもを生み育てることの意義や家庭の役割について学ぶ機会の充実等を図り、次代の親を育成するとともに、子どもや若者が社会的にも経済的にも自立した生活を送ることができるよう支援します。
- 結婚や妊娠・出産の希望をかなえるため、各ライフステージに応じた支援を行います。
- 母子共に健康で安心して子育てできるよう、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援体制の構築のほか、母子保健体制や周産期医療体制の充実に努めます。
- 子育て世帯にとって負担となっている教育費や医療費などの経済的負担の軽減等を図るとともに、ひとり親家庭等が自立した生活ができるよう支援します。
- ワーク・ライフ・バランスの推進等により、仕事と生活のバランスの取れた働き方の実現を目指します。

II 子どもが愛情に包まれて健やかに成長し、自立できる環境づくり

- 子どもの心と体の健やかな成長が守られるよう、小児医療体制の整備や子どもの保健対策の充実、食育の推進を図ります。
- 子どもが自立した若者へと成長できるよう、人格形成の基礎を培う教育・保育の充実を図るとともに、学ぶ力の向上や健康・体力づくりの推進、道徳教育の充実を図ります。
- 人権教育を推進するとともに、いじめ防止対策の推進を図ります。
- 児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応のため、児童相談所の体制・機能を強化、関係機関との円滑な連携体制構築のほか、地域全体で子育て家庭を見守る仕組みづくりを進めます。また、家庭における養育が困難な児童については、里親委託等を推進します。
- 現在から将来にわたって、全ての子どもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会を目指し、子どもの貧困対策を推進します。
- 障害のある子どもが、ライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、地域における療育支援体制の構築を図ります。また、障害のある子どもの家族が問題を抱えこむことがないように、在宅支援の推進を図ります。

Ⅲ 地域全体で、子育てを応援し、子どもを守る環境づくり

- 待機児童の解消に向け、保育所等の整備を促進するとともに、保育の質の向上を図ります。また、保育現場で働く人材を確保するとともに、保育士等の資質の向上に取り組みます。
- 多様な子育て支援サービスや小学生の放課後対応の充実を図るとともに、企業や商店に子育て支援に積極的な参加などを促し、県民全体で子育てを支援する気運の醸成を図ります。
- 居住環境の整備やバリアフリー化の推進を図り、安心して子育てできる環境の整備を進めます。
- 犯罪や事故から子どもを守るための取組を推進するとともに、進展する情報化社会の中で、インターネットのトラブルから子どもを守るための取組を推進します。
- 子育て中の家庭が孤立することなく、安心して子育てができるよう、地域の力を活用し、地域全体で子育てを支援する意識の高揚を図ります。また、地域の子育て支援拠点等と連携し、地域の交流の場づくりを推進します。

4 プランの施策体系

基本理念

子どもは地域の宝 すべての子どもと子育て家庭の育ちを 地域のみんなで支える

基本的視点

○ 子ども一人ひとりの権利の尊重

子どもを権利の主体として、子どもの意見や意思を尊重し、子どもの幸せを第一に考え、子ども一人ひとりの利益が最大限に尊重されるよう配慮する視点

○ すべての子どもと子育て家庭を支援

多様化する子育て家庭の生活実態や子育て支援に係るニーズに対応できるよう、柔軟かつ総合的に、すべての子どもと子育て家庭を支援していく視点

○ 地域全体で支える子育て

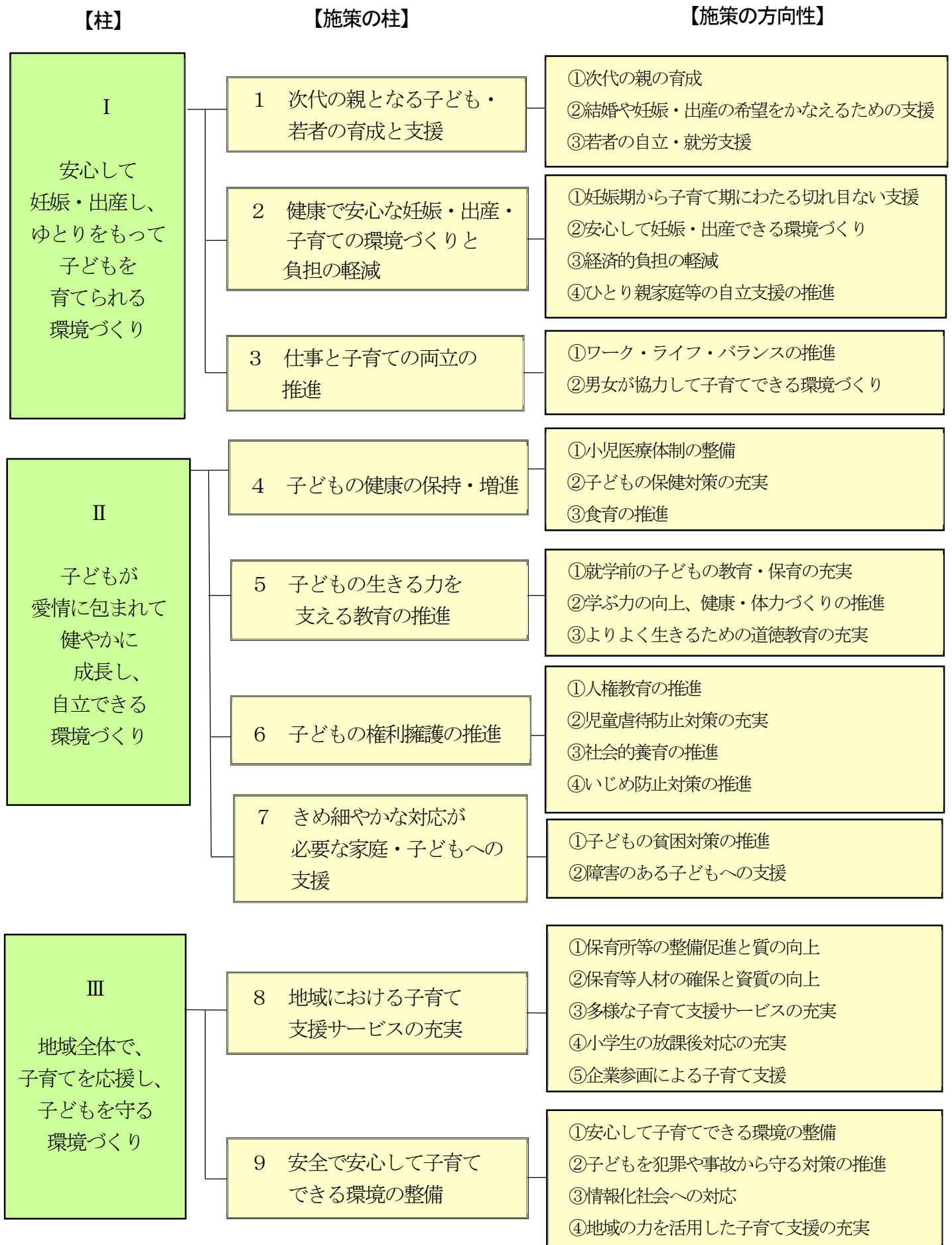
保育・子育てに関する専門的知識を持つ人材ばかりでなく、地域への貢献を希望する高齢者等様々な人々が地域の担い手となり、地域全体で子どもの成長を支えていく視点

3つの柱

I 安心して
妊娠・出産し、
ゆとりをもって
子どもを育てられる
環境づくり

II 子どもが愛情に
包まれて健やかに
成長し、自立できる
環境づくり

III 地域全体で、
子育てを応援し、
子どもを守る
環境づくり



第4章 具体的施策の展開

I-1-① 次代の親の育成

【現状と課題】

1 生命の大切さや家族の役割についての理解

かつては大家族の中で生命の大切さや生命を育むことを学ぶ機会がありましたが、最近では身近に小さい子どもが少なく、乳幼児と触れ合う機会が減少しています。

このため、学校や地域において、子どもが乳幼児と触れ合うことのできる機会を増やすとともに、子どもを生み育てることの喜びや意義、生命の尊さ、小さい子どもをいたわる気持ち、生命の継承の大切さ、家庭の役割の理解を深める取組や教育を推進し、次代を担う子どもを育てることのできる親を育成することが重要です。

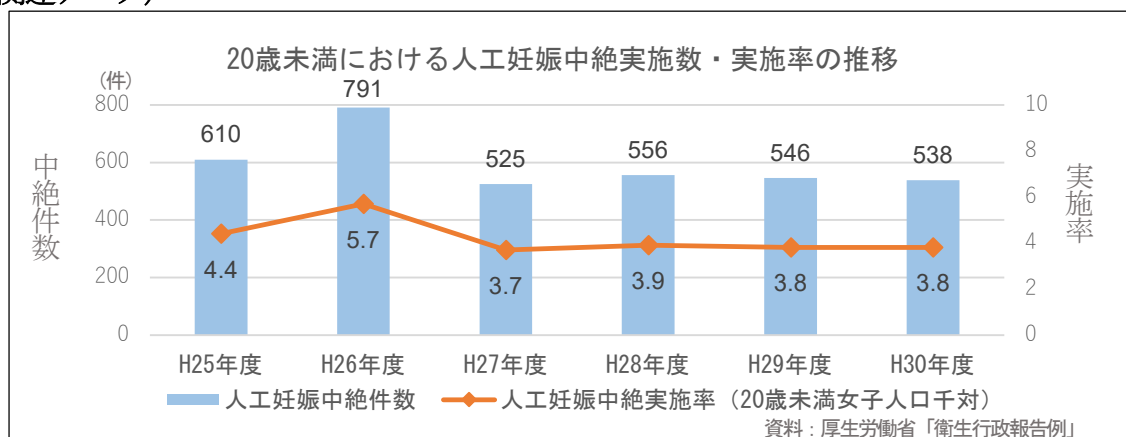
2 次代の親を育てる健康教育

20歳未満における人工妊娠中絶実施率は、平成27年度の3.7からほぼ横ばいの傾向にありますが、20歳未満における人工妊娠中絶は母体への影響、特にその後の妊娠・出産への影響が大きいことから、性に関する正しい知識をしっかりと伝えていく必要があります。また、性感染症患者の低年齢化や過激なダイエット等による健康障害等も思春期の健全な心と体の育成にとって無視できない問題です。家庭と学校、地域が密接な連携を図り、子どもに対して思春期の性や健康に関する知識の普及・啓発を図ること、相談の場を提供すること、また、生命の尊さを教えることなど、思春期の心と身体の健全な成長を促すことが必要です。さらに、保護者をはじめ大人たちが、思春期の子どもの現状を理解し、大人としての接し方を考えることが重要です。

3 DVの防止

配偶者からの暴力[DV (Domestic Violence)]は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女の社会的地位や経済力の格差、固定的な役割分担意識など、男女が置かれてきた社会的・構造的な問題が背景である場合も少なくありません。DVの防止に向け、夫婦や恋人が互いに相手の人権を尊重し尊敬し合える関係を築けるよう、広報啓発や若者を対象とした予防教育が必要であるとともに、DV被害者等が、安全・平穏な生活を送れるよう、相談体制や生活再建支援の充実を図ることが必要です。

(関連データ)



【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
10代の人工妊娠中絶実施率 （20歳未満女子人口千対）	3.8 （H30年度）	減少を目指します

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
10代の人工妊娠中絶実施率 （20歳未満女子人口千対）	2.8 （R2年度）	減少を目指します

【施策の方向と具体策】

- 1 子育てについて学ぶ機会の充実を図ります。
中学生や高校生が、育児への理解や関心を高めるとともに、子育てにおける家庭の役割や、子育ての意義等について学ぶ機会の充実を図ります。
- 2 心を豊かにする教育を推進します。
子どもたちに生活体験や自然体験などの体験活動の機会を多く提供し、学校教育、家庭教育、地域社会での活動の中で子どもたちの他人を思いやる優しさ、お互いの人格を尊重し個性を認め合う心を養います。
- 3 思春期保健対策を推進します。
 - ① 県や市町村において、思春期の子どもやその保護者を対象に、人工妊娠中絶、エイズ・性感染症、薬物、飲酒、喫煙、食習慣などに関する健康教育を実施し、それらに関する正しい知識の普及に努めるとともに、思春期の心の問題に対して、健康相談を実施するなど、思春期の子どもやその家族を支援します。
 - ② 学校において、思春期保健対策を推進するため、保健所、専門家との連携を進めるとともに、児童生徒の発達段階や受容能力に配慮して性教育を行います。
- 4 DV防止のため、県民一人ひとりに対する広報・啓発の充実を図ります。
DV防止のため、県民一人ひとりへの意識啓発や若者を対象としたDV予防教育を推進します。
- 5 DV被害者等が安心して安全・平穏な生活が送れるよう支援します。
 - ① 女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、児童虐待部門とも連携して相談体制や一時保護体制の充実を図ります。

- ② 暴力から逃れた後に安心して生活を送れるよう、DV被害者等の状況に配慮した生活再建に向け、各種施策の充実を図ります。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
子育て体験学習の推進	幼稚園・小学校の合同授業や、中学校の職場体験活動、高等学校のインターンシップなど、小・中・高校生が、幼稚園や保育所、認定こども園等で保育体験をする機会の充実を図る。 <教育庁学習指導課>
思春期保健相談事業	○思春期保健講演会の開催 思春期の児童生徒やその家族等を対象に思春期特有の身体や性、食生活、こころの問題、喫煙防止等に関する知識の普及・啓発を図る。 ○思春期保健相談の実施 心身の様々な問題を抱える思春期の子どもと保護者を対象に精神科医師や公認心理師等による相談を実施する。 <児童家庭課>
妊娠SOS相談事業 (再掲)	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う。 <児童家庭課>
青少年を対象とするエイズ対策講習会の開催	青少年を対象にした性感染症(エイズを含む)に対する正しい知識を普及するため、講習会を学校等において開催する。 <疾病対策課>
DV防止・被害者支援対策	DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により、民間支援団体や企業等と連携して相談窓口等について県民への広報啓発を行うとともに、高校生等を対象としたDV予防セミナー等を実施する。また、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援センターでDV被害者の生活再建に向けた相談・支援を行う。 <児童家庭課>

I-1-② 結婚や妊娠・出産の希望をかなえるための支援

令和4年度 中間見直し

【現状と課題】

1 ライフデザインの形成

平成27年度から県内の大学等で開催している「人口減少等に関するセミナー」において実施したアンケートで、人口減少が社会全体や自分たちに与える影響について、「知らなかった」と回答する学生の割合が年々増えています。また、平成26年度から県内の大学等で開催している「妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー」において、平成30年度に実施したアンケートで『結婚や子どもを持つなら何歳までに』など、将来の人生設計を考えていますか?という質問に対し、「考えていない」と回答した学生が全体の42.2%となっています。このため、若い世代に対し、人口減少が社会に与える影響や自らの希望をかなえるためのライフデザインを考える契機となるような学習の機会を提供し、意識の醸成を図ることが必要です。

さらに、県民が結婚や妊娠・出産の希望をかなえられるよう、結婚から子育て期までの各ライフステージに応じた支援情報等を切れ目なく提供していくことが必要です。

2 妊娠・不妊に関する支援について

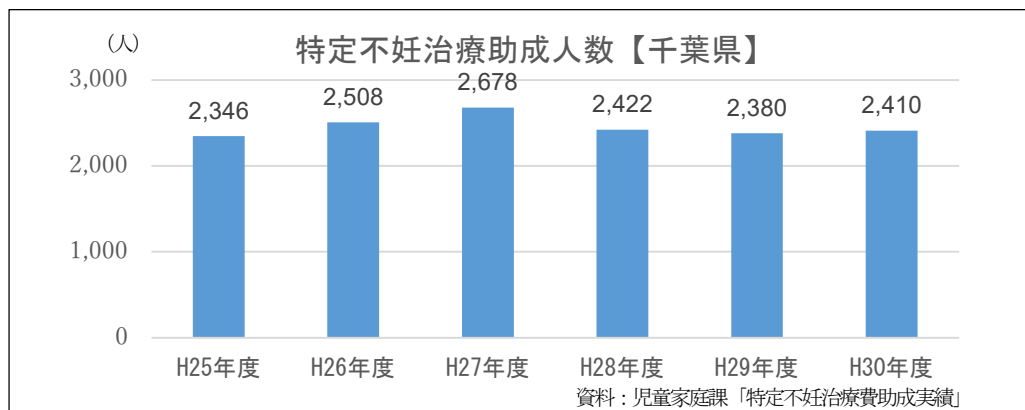
子どもを持つ持たない、子どもの数、出産の時期や間隔は、第三者によって定められるものではなく、全てのカップルと個人が、自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる権利があります。

子どもをほしいと望んでいるにも関わらず、子どもに恵まれず実際に不妊の検査や治療を受けたことがある（または現在受けている）夫婦は5.5組に1組となっており、働きながら不妊治療を受ける方も増加傾向にあります。また、厚生労働省が実施した調査によると、仕事と不妊治療との両立ができず、16%の方が離職しています。

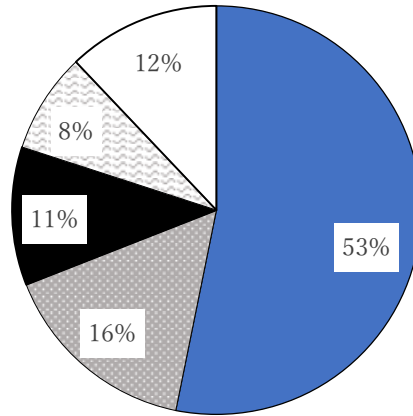
令和4年4月からは、不妊治療による高額な治療費による経済的負担を軽減するため、健康保険の適用が開始されましたが、身体的、精神的な負担も大きく、子どもを持つことを諦めざるを得ない夫婦も少なくありません。

不妊に悩んでいる夫婦に対する情報提供や相談体制、支援体制の充実・強化が求められています。

(関連データ)



仕事と不妊治療の両立状況



■ 両立している
 ■ 両立できず仕事を辞めた
 ■ 両立できず不妊治療をやめた
 ■ 両立できず雇用形態を変えた
 □ その他

資料：平成29年度「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」（厚生労働省）

【施策の方向と具体策】

1 ライフデザインを考える契機となるような学習の機会を提供します。

- ① 大学等や自治体と連携・協力し、人口減少が社会に与える影響や人口減少社会における地域の産業等の実像を伝えることで、若い世代がライフデザインや人口減少問題を考えるきっかけとなるようなセミナーを開催します。
- ② 大学等と連携・協力し、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを開催します。

2 結婚から子育て期までの各種支援等に関する情報提供を行います。

スマートフォン用アプリを活用し、結婚から妊娠・出産、子育てまでのライフステージにある県民に対し、県や市町村が実施するイベントや、各種支援等に関する情報提供を行います。

3 不妊等に悩む方への支援を行います。

不妊等に関する相談体制の充実に努めます。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
若者と一緒に考える地域活性化セミナー	人口減少の影響について理解を深め、ライフデザインを考えるきっかけとするだけでなく、若者が地域に定住することや地域で活躍することを考えるきっかけとしてもらうため、大学の近隣自治体職員と連携し、セミナーを県内の大学等において開催する。 <政策企画課>

事業名	事業の内容<担当課>
妊娠・出産・子育てに関する知識を普及するセミナー	若い世代にライフデザインを考えるきっかけとしてもらうため、妊娠適齢期や高齢出産のリスクなど、妊娠・出産期に関する医学的・科学的な知識に加え、命の大切さや子育てに関する様々な知識などを提供するセミナーを県内の大学等において開催する。 <子育て支援課>
子育て応援！チーパス事業（再掲）	子育て世帯に対し、協賛店で提示すると、割引等様々なサービスを受けられる優待カード「チーパス」の周知を行い、社会全体で子育て家庭を応援する気運の醸成を図る。 <子育て支援課>
不妊・不育相談事業	<p>○不妊・不育相談 不妊や不育（以下不妊等）に悩む方を対象に不妊等に関する医療面・精神面での相談や治療に関する情報提供を行う。</p> <p>○不妊相談従事者研修会の開催 健康福祉センター（保健所）等で治療費助成業務や相談業務に従事している職員に知識の普及を図るため研修会を開催する。</p> <p>○不妊講演会の開催 一般県民向け講習会を開催する。 <児童家庭課></p>

I-1-③ 若者の自立・就労支援

【現状と課題】

1 ニート*・ひきこもり*・不登校支援

ニート、ひきこもりや不登校をはじめ、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者は、生育過程の中で様々な問題や課題に直面した経験がある場合が多く、例えば、貧困、児童虐待、いじめ等の問題が相互に影響し合っています。こうしたことから、様々な問題を複合的にとらえ、継続的かつ包括的に支援をする体制を整えていくことが必要です。

県では、平成24年1月に「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置し、教育・福祉・雇用などの官民の関係機関・団体が情報を共有し、必要な取組の検討等を行っています。また、平成23年10月にひきこもり本人や家族が、最初にどこに相談したらよいかを明確にし、より支援に結びつきやすくするための第1次相談窓口である「千葉県ひきこもり地域支援センター」を、平成24年7月に子ども・若者の総合的な相談窓口である「千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）」を設置し、相談体制の強化を図りました。

不登校支援については、平成29年2月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」を受け、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことが求められています。県では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを学校に配置したり、不登校児童生徒*支援チームを子どもと親のサポートセンターに配置したりするなど、教育相談体制の充実に努めてきました。

引き続き、関係機関・団体が連携し、困難を有する子ども・若者への相談・支援体制の充実に努めていくことが求められています。

2 キャリア教育の推進

変化が激しく将来が展望しにくい状況において、社会的・職業的自立を実現するためには、各教科等の学びと将来の職業との関係に意義を見いだして、日々学んでいることを将来社会で役立てられるよう、主体的に学ぶ姿勢を身に付けることが求められます。

また、家庭や企業等と連携し、学校外での社会体験活動の機会を提供するなど、社会教育の観点からもキャリア教育を推進することが必要です。

3 就労支援・職業能力開発の推進

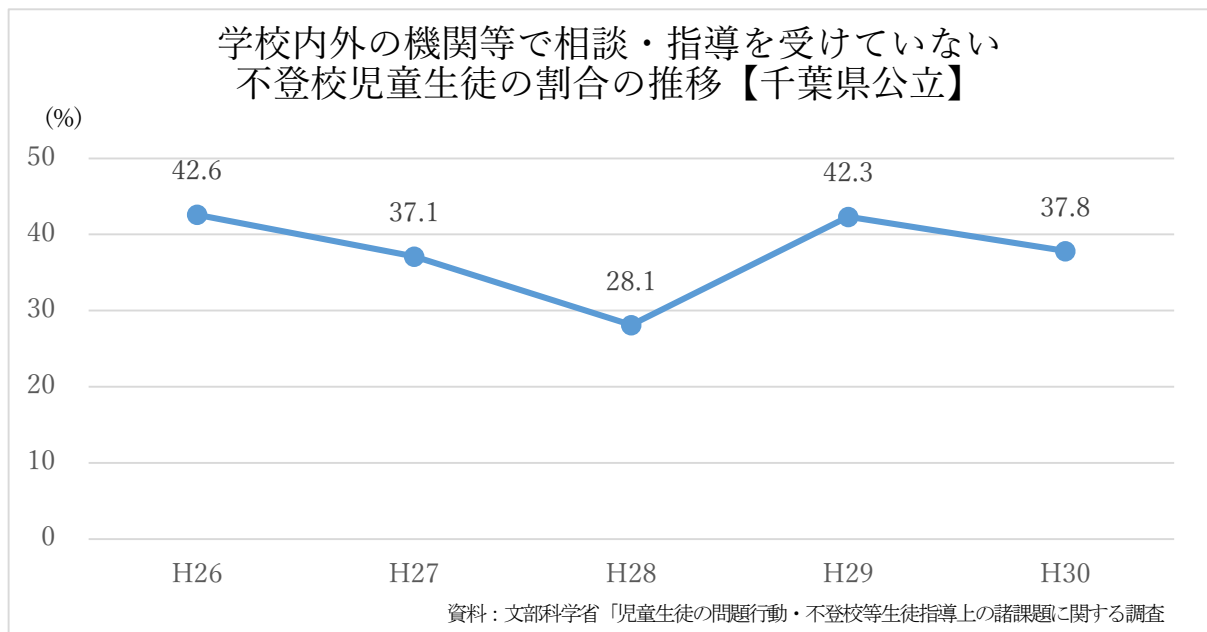
新規学卒者の就職率は、高水準で推移していますが、就職後3年以内の離職率が高いことや、中小企業や一部の業種で採用が難しいなど雇用のミスマッチが問題となっており、その対応が課題となっています。平成30年版厚生労働白書によると、平成29年のフリーター数は、152万人となっており、不安定な生活を送っている若者が依然多く、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい就労支援が求められています。また、若者の職業スキルを積むための職業能力開発に関するニーズは多様になっており、ニーズに応じた職業能力開発の実施やそれを支援するための情報提供等が必要です。

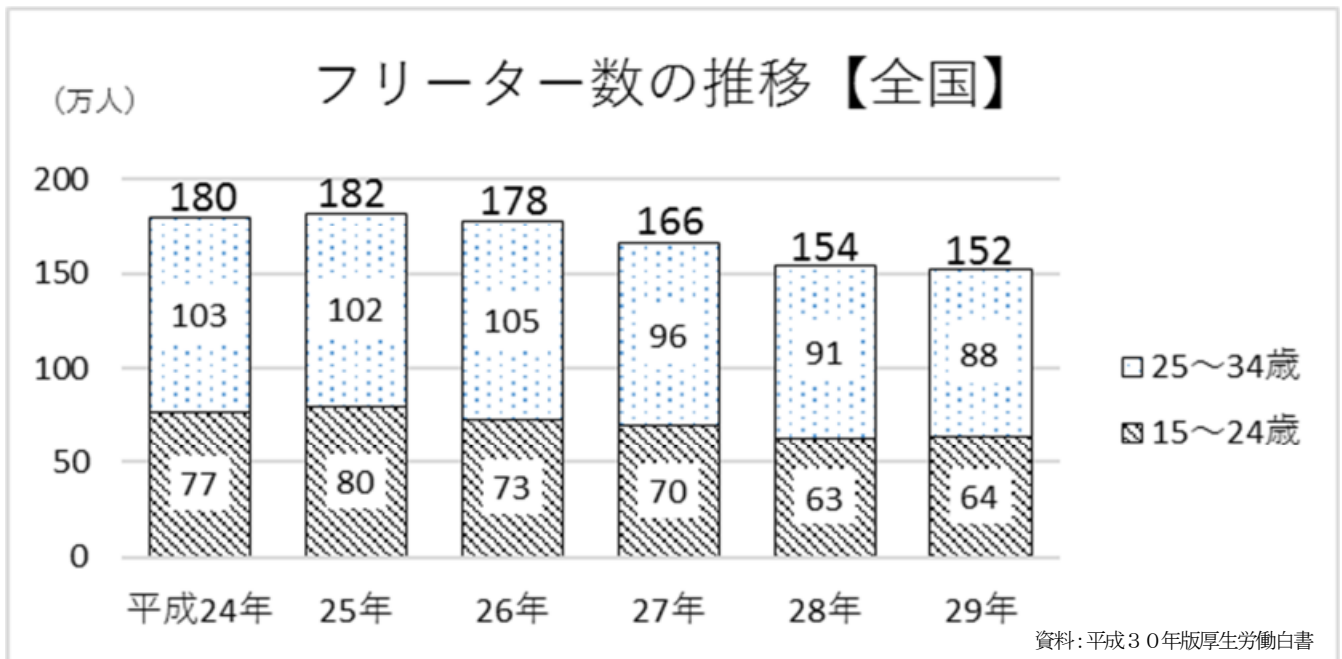
4 消費者教育・啓発の推進

平成29年度の消費者生活相談窓口によせられた相談の状況をみると、18歳から20歳までの間に相談件数が急増しており、大学への入学や社会人となり実家から離れ新たに生活を始める時期や、成人となり自ら契約当事者となる時期に、トラブルに巻き込まれることが多くなっていると推測されます。また、民法の一部改正により令和4年4月には、成年年齢が18歳に引き下げられます。民法では、「未成年者が法定代理人の同意を得ないでした法律行為は、取り消すことができる」（未成年者取消権）と定めていますが、成年年齢が18歳に引き下げられると、高校3年生若しくは高校卒業直後の若年者が成人となり、未成年者取消権の適用を受けられないこととなります。

そのため、消費者が自らの役割や責任、消費行動が社会へ及ぼす影響等を自覚し、自ら進んで必要な知識や情報を収集し、主体的かつ合理的に行動できる力を育てる消費者教育が、重要となってきており、特に、若年者への消費者教育は喫緊の課題となっています。

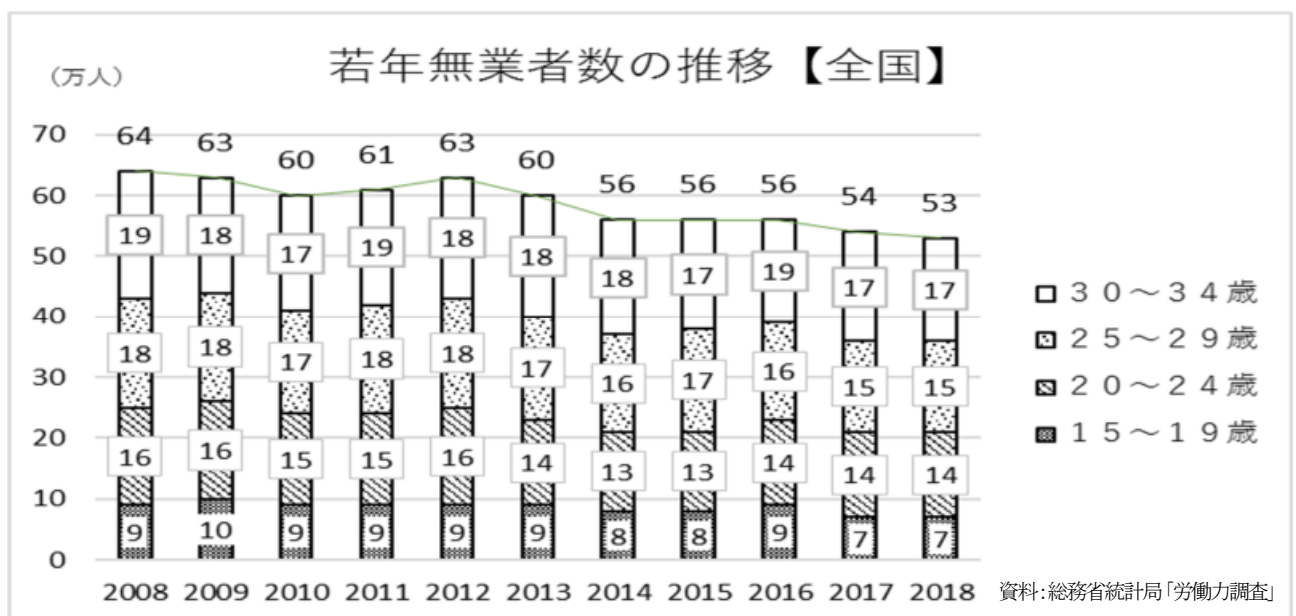
(関連データ)



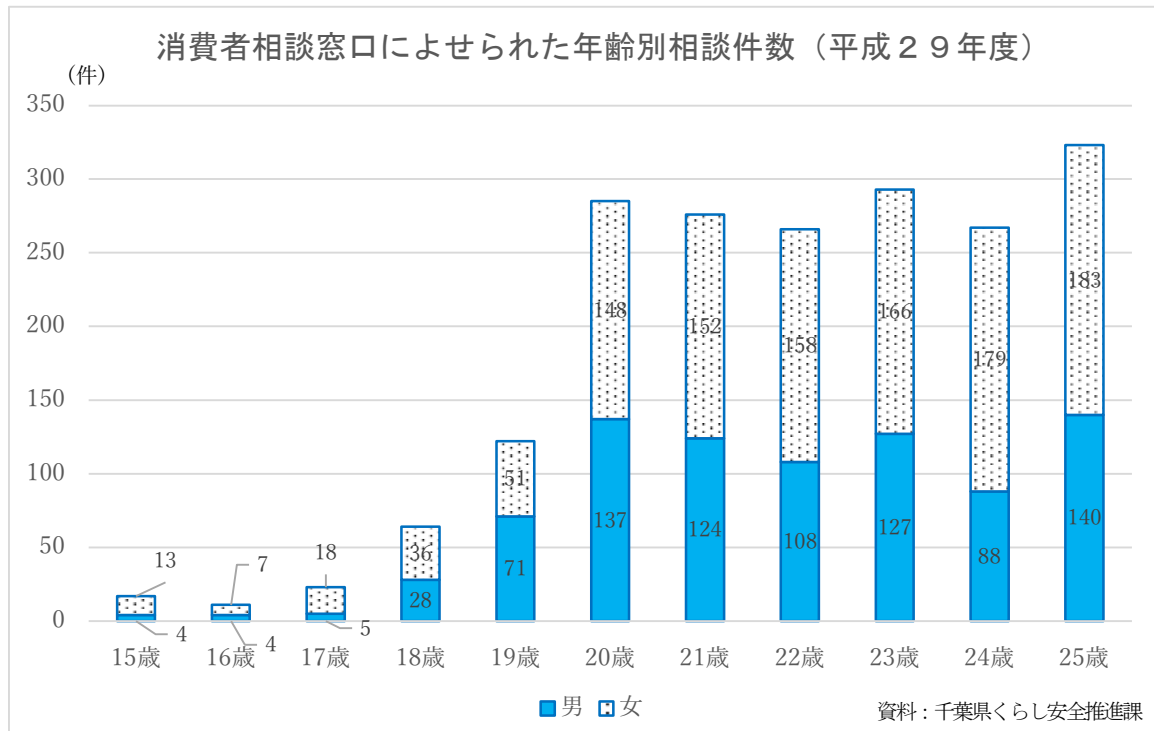


(注) フリーターの定義は、15歳～34歳で、男性は卒業生、女性は卒業生で未婚者のうち、以下の者の合計。

- ①雇用者のうち「パート・アルバイト」の者
- ②完全失業者のうち探している仕事の形態が「パート・アルバイト」の者
- ③非労働力人口で、家事も通学もしていない「その他」の者のうち、就業内定しておらず、希望する仕事の形態が「パート・アルバイト」の者



(注) 若年無業者の定義は、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者。ニートと同義。



【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
公立学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	37.8% (H30年度)	減少を目指します
公立高等学校の中退率	1.31% (H30年度)	減少を目指します
公立小学校における職業に直接かかわる体験活動（職場見学等）の実施割合	100% (H30年度)	全ての学校での実施を継続します
職場体験・インターンシップを実施している公立学校の割合	中学校 98.1% 高校 87.3% (H30年度)	中学校全ての学校での実施を目指します 高校での実施率の増加を目指します
子ども参観日キャンペーン参加団体（企業等）	26団体 (H30年度)	増加を目指します
若年者の就労支援施設を通じて就職した正規雇用者の割合	44.6% (H30年度)	増加を目指します

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
公立学校における学校内外の機関等で相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合	41.7% (R3年度)	減少を目指します
公立高等学校の中退率	0.96% (R3年度)	減少を目指します
公立小学校における職業に直接かかわる体験活動（職場見学等）の実施割合	小学校 51.3% (R3年度)	全ての学校での実施を継続します
職場体験・インターンシップを実施している公立学校の割合	中学校 19.9% 高校 33.3% (R3年度)	中学校全ての学校での実施を目指します 高校での実施率の増加を目指します
子ども参観日キャンペーン参加団体（企業等）	5団体 (R3年度)	増加を目指します
若年者の就労支援施設を通じて就職した正規雇用者の割合	56.4% (R3年度)	増加を目指します

【施策の方向と具体策】

- 1 千葉県子ども・若者支援協議会を運営し、相談・支援体制の充実を図ります。
 - ① 千葉県子ども・若者支援協議会において、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者の現状や課題を共有するとともに、相談・支援体制の充実に向けた検討を行います。
 - ② 子ども・若者の相談等に適切に支援できる人材を育成するための研修会を実施します。
 - ③ 「困難を有する子ども・若者の相談・支援機関ガイドブック」を作成するなど、相談・支援機関の連携の推進を図ります。
 - ④ 困難を有する子ども・若者が段階に応じた支援を受けられる場（居場所等）に関する情報収集を行い、連携や広報等の方法を検討します。
- 2 千葉県子ども・若者総合相談センターの機能強化を図ります。
 - ① 一人でも多くの悩みを有する子ども・若者やその家族が相談に繋がるよう、千葉県子ども・若者総合相談センターの周知を行います。
 - ② 面接相談を効果的に実施し、子ども・若者やその家族の悩みを的確に把握し適切な助

言や必要な支援先の紹介を行います。

- ③ 適切な支援機関等が直ちに見付からず、家に籠もりがちになっている若者を対象に支援プログラムを実施し、復学や支援機関の利用等に繋がります。
- ④ 様々な相談・支援機関等と連絡調整を図り、連携した取組を行います。

3 千葉県ひきこもり地域支援センターによる相談支援を行います。

- ① ひきこもりの本人やその家族が相談に繋がるよう、千葉県ひきこもり地域支援センターの周知を行います。
- ② 電話相談においては、解決に向けた助言等を行うほか、様々な支援機関と連携し、面接相談や訪問支援を行います。

4 不登校・中途退学生徒の学校復帰や将来の社会的自立に向けて、支援体制の充実を図ります。

- ① 行政機関のみならず、ボランティアやNPO法人、医療機関等、関係機関や専門家が連携してネットワークを構築し、地域全体で支援する仕組みづくりを推進します。
- ② 子どもや保護者の多様な悩みや問題に対し、きめ細かな対応が図れるよう相談支援体制の充実を図るとともに、フリースクールなどの民間施設等と連携し、学校に行くことができない子どもたちの居場所づくりを推進します。

5 学びを将来へとつなぐ系統的なキャリア教育を推進します。

特別活動*を要としつつ、全ての教育活動を通じて、家庭や地域、産業界等との連携のもと、働くことの意義や尊さ、学校における学びと自らの将来との関連などを考えさせる系統的なキャリア教育を推進します。子どもに目標をもたせるとともに、コミュニケーション能力、自ら判断し行動する力など社会人としての基礎的・基本的な能力を育てます。

6 ジョブカフェ*ちばによる若者の就労支援を行います。

- ① ジョブカフェちばにおいて、職業観の養成から、職業能力の向上、併設のハローワークによる職業紹介まで、若者が仕事に就くまでのサービスをワンストップで提供していきます。
- ② キャリアカウンセラーが、若者一人ひとりの個性や適性に応じた仕事や進路について継続的に相談に応じるなど、きめ細かな支援を行います。
- ③ 市町村や地域の企業、学校等との幅広い連携、協力のもと、各種セミナーや若者と企業の交流事業など、若者の就労につながる実効性の高い事業を実施します。

7 地域若者サポートステーション*事業を通じて、無業の若者（ニート等）の職業的自立支援を行います。

- ① 職業的自立に向けた相談体制の充実を図ります。
- ② 就職に向けた各種プログラムの提供を行います。
- ③ 若者の自立支援に実績のある関係機関・団体とのネットワークを活用し、連携・協力して支援します。

- ④ 保護者、地域住民、教育機関等との連携を図るため地域若者サポートステーションの周知に努め、支援機関への早期誘導を図ります。
- ⑤ 企業と若者の交流機会を設定するなど、若者の状態を理解した受け入れ企業の開拓を図ります。

8 若者のニーズに合う多様な訓練を展開します。

- ① 県立高等技術専門学校では、科目やカリキュラムの内容について適宜見直しを行い、就業に必要な技術、技能の習得を支援します。
- ② 再就職をしようとする若者に対して、就業のための職業能力が身につくよう大学、専修学校、NPO法人、企業等の民間教育訓練機関を活用して介護、保育、IT、経理、建設など様々な分野の職業能力開発の支援を推進します。

9 若者が安定的な就労につながるよう職業能力開発の支援を推進します。

若者の実践的・効果的な職業能力開発を支援するため、企業現場における実習訓練と教育訓練機関における座学を連結させた教育訓練であるデュアルシステム訓練を実施します。

10 消費者被害を防止するための消費者啓発・教育を推進します。

消費者被害を防止するための知識の修得のみならず、消費者としての社会的役割を自覚し、主体的かつ合理的に行動することのできる消費者市民を育成するための消費者啓発・教育を推進します。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
子ども・若者育成支援推進事業	「千葉県子ども・若者支援協議会」を設置・運営し、関係機関・団体の連携を強化し、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への支援策を検討する。また、「千葉県子ども・若者総合相談センター（ライトハウスちば）」を設置し、専門相談員による電話相談等を実施する。 <div style="text-align: right;"><県民生活課></div>
ひきこもり地域支援センター事業	「千葉県ひきこもり地域支援センター」を設置・運営し、本人や家族等からの電話相談を受けるほか、面接相談や訪問支援（アウトリーチ）を必要に応じて行うことにより、ひきこもり本人の自立を促し、家族の支援を行う。 <div style="text-align: right;"><障害者福祉推進課></div>
キャリア教育推進事業	学校の夏季休業中に、小・中・高校生を対象として、県内各地で科学や先端技術、就業を体験する講座「千葉県夢チャレンジ体験スクール」を開設したり、子どもが保護者等の職場を訪問する「子ども参観日」を県内に広めるキャンペーンを実施するなど、子ども一人ひとりの勤労観・職業観を育成するキャリア教育を推進する。 <div style="text-align: right;"><教育庁生涯学習課></div>

事業名	事業の内容<担当課>
高校生インターンシップ推進事業	高等学校において、近隣の事業所等での就業体験（インターンシップ）を通じて、実地的な知識・技能に触れることにより学習意欲を喚起するとともに、主体的な職業選択能力や高い職業意識を育成する。 <div style="text-align: right;"><教育庁学習指導課></div>
ジョブカフェちば事業	ジョブカフェちばを設置・運営し、専門のキャリアカウンセラーが一貫した就労支援を行うとともに、関係機関の連携によりセミナーや若者と企業との交流イベントなどを実施する。 <div style="text-align: right;"><雇用労働課></div>
地域若者サポートステーション事業	個別相談や就職に向けた各種プログラムなどを通じて無業の若者（ニート等）の職業的自立を支援する。 <div style="text-align: right;"><雇用労働課></div>
県立高等技術専門校の設置・運営事業	県立高等技術専門校において、新規卒業生をはじめ再就職や転職をしようとする者に対して、就業に必要な技術、知識等を習得するための訓練を実施する。 <div style="text-align: right;"><産業人材課></div>
離職者等再就職訓練事業	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO法人等を活用した委託訓練による多様な訓練（デュアルシステムを含む）を実施する。 <div style="text-align: right;"><産業人材課></div>
「未来の名工」チャレンジ事業	若年者のものづくり離れを解消し、将来のものづくりの担い手の芽を育てるため、キャリア形成の一助として、小・中・高校生等を対象に高等技術専門校において、様々なものづくり体験コースを実施する。 <div style="text-align: right;"><産業人材課></div>
消費者教育啓発事業	若者等の消費者被害を防止し、消費者としての自立を支援するため、消費者問題に係る情報提供や、消費者教育教材等の作成・配布を行うとともに、消費者自立支援講座を実施する。 <div style="text-align: right;"><くらし安全推進課></div>

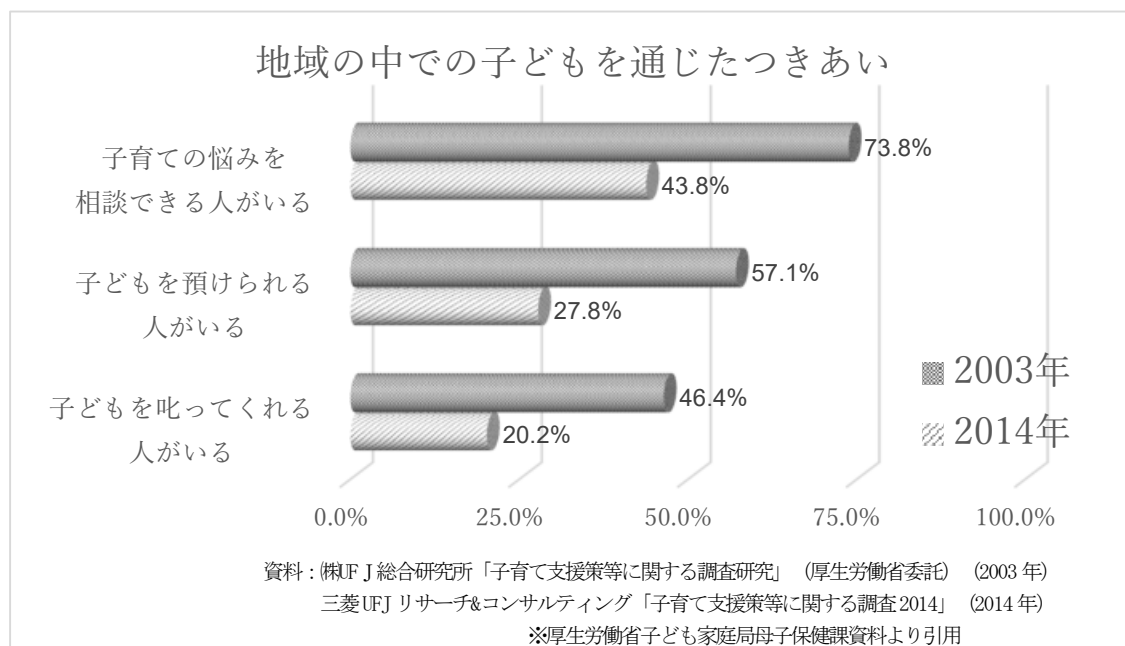
I-2-① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援

【現状と課題】

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、また、晩婚化・晩産化等により、1つの世帯が同時期に育児と介護の両方に直面するダブルケア等の問題も生じてきています。妊娠や出産、子育てに対する不安や負担の緩和、子育て家庭の孤立化の解消など、安心して子どもを生み、育てられる環境の整備が急務となっています。

これまで、母子保健施策と子育て支援施策の両面から行われていた支援は、利用者側から見ると、様々な窓口へアクションを起こさなければならず、また、支援者側から見ると、それぞれが持っている情報を集約する場所が明確になっていない状況でした。そういった課題を解決し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供を行うワンストップ拠点として、子育て世代包括支援センター（法律上の名称は「母子健康包括支援センター」という）に求められる役割は大きく、設置の促進と支援内容の充実が求められています。

【関連データ】



【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
子育て世代包括支援センター*を設置した市町村数	29市町村 (H30年度)	全市町村

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
子育て世代包括支援センター*を設置した市町村数	54市町村 (R3年度)	全市町村

【施策の方向と具体策】

1 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を構築します。

- ① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する子育て世代包括支援センターの運営を支援します。
- ② 産後も安心して子育てができるように、市町村が実施する妊娠・出産包括支援事業について、専門職への研修等を行い、取組を支援します。
- ③ 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う「にんしんSOSちば」を運営します。
- ④ 市町村で実施している両親学級や子育て準備講座等の取組の更なる充実が図られるよう、情報提供など支援を行います。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
子育て世代包括支援センター支援事業	子育て世代包括支援センター職員スキルアップ研修 子育て世代包括支援センターの職員（保健師等の専門職）を対象に、支援プランの策定やハイリスク者への支援方法、事業評価の方法等の研修を実施する。 <児童家庭課>
出産後の訪問支援の強化（再掲）	生後間もない乳児のいる家庭や養育支援が必要な家庭等を訪問し、専門的な相談支援や援助などを行うため、市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」などを促進する。 <児童家庭課>
母子保健指導事業（再掲）	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行う。 <児童家庭課>
妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う。 <児童家庭課>
出産・子育て応援交付金事業	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦や子育て世帯に対して経済的支援を一体として実施する事業を支援する。 <児童家庭課>

I-2-② 安心して妊娠・出産できる環境づくり

【現状と課題】

1 母子保健体制の充実

全ての子どもが心身共に健やかに生まれ育つためには、母親が安心して妊娠・出産ができ、母子共に健康で安心して子育てができる環境を整備することが大切です。

2 周産期* 医療体制の充実

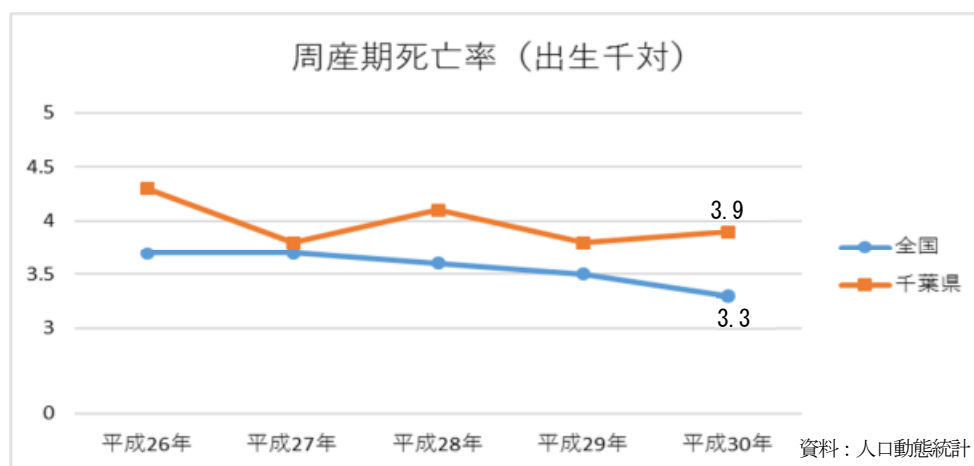
平成30年の母子保健指標では、周産期死亡率（出産千対）について、全国平均3.3に対し千葉県は3.9と全国平均より高い値となっており、妊娠・分娩を伴う妊産婦死亡率（出産十萬対）についても、全国平均3.4に対し、千葉県は4.4と全国平均より高い状況です。周産期死亡率や妊産婦死亡率の改善のためには、妊娠期間中の医学的管理が重要であり、高度な医療水準で妊産婦から新生児まで総合的に診療できる体制整備が重要です。

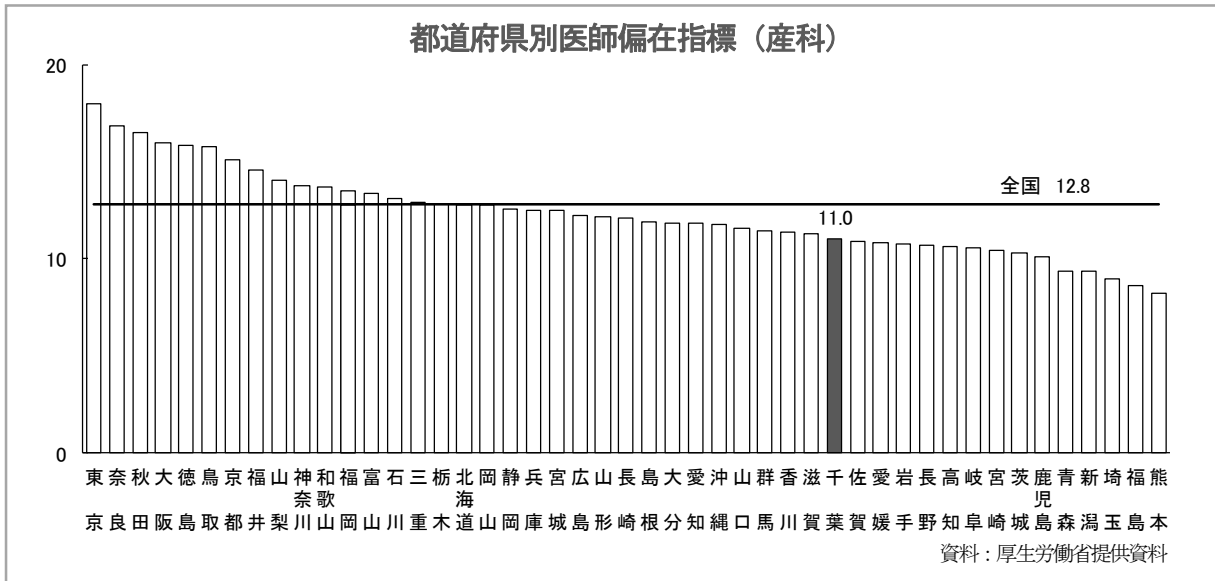
また、全国ベースで産科医の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標である産科における医師偏在指標*は、全国値の12.8（平成28年時点の医師数等を基に厚生労働省が算出）に対して、本県は第33位の11.0（同）と低い状況にあり、リスクの高い妊産婦や新生児に対し高度な医療を提供する総合周産期母子医療センターや地域周産期母子医療センターの運営に対する支援等、県内の周産期医療体制の充実を図ることが必要です。

3 出産・子育てのために退職した女性への就業支援

出産・子育てのために退職した女性の中には、再就職を希望しながらも、年齢や勤務条件などの様々な制約から、希望する仕事に就けない人や、正社員として採用されない人が多くいます。このため、女性の再就職に向けた支援や、やむを得ず非正規労働を選択した女性の正規雇用化に向けた支援が必要です。

(関連データ)





【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
妊娠11週以下（初期）の妊娠の届出率	93.3% (H28年度)	95.0%
周産期母子医療センターの数	12箇所 (H30年度)	13箇所
新生児死亡率・乳児死亡率 (出生千対)	新生児 0.9 乳児 2.0 (H29年度)	減少を目指します

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
妊娠11週以下（初期）の妊娠の届出率	94.9% (R2年度)	95.0%
周産期母子医療センターの数	12箇所 (R3年度)	13箇所
新生児死亡率・乳児死亡率 (出生千対)	新生児 0.7 乳児 2.0 (R3年度)	減少を目指します

【施策の方向と具体策】

1 妊産婦及びその家族への支援を充実するための市町村支援を行います。

- ① 市町村が行う母親学級、両親学級等を活用し親と子の愛着形成を促す取組の充実が図られるよう、支援します。
例えば、マタニティー講座等で、自分の子どもが生まれる前から赤ちゃんに触れるなどの経験ができるようにします。また、妊娠前から出産や育児を意識したパパ・ママ教室を実施し、育児経験者との交流等を通し、男女共に親になり、子育てをしていく意識啓発に努めます。また、妊婦の飲酒や喫煙の防止、受動喫煙における母子への健康影響について普及啓発を行います。
- ② 妊娠中はむし歯や歯周病が悪化しやすい傾向にあり、口腔ケアの重要性を普及啓発するため、市町村で実施する妊産婦歯科健診や歯科保健指導等の取組を促進します。
- ③ 妊娠中の就労環境整備に関する啓発を行い、母性健康管理指導事項連絡カード*の周知を図ります。
- ④ 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う「にんしんSOSちば」を運営します。

2 ハイリスク妊婦*の支援体制を強化するための市町村支援を行います。

- ① 医療機関と市町村の連携を強化し、妊婦健康診査の受診の勧奨や、妊娠中の禁煙・禁酒の徹底等、保健指導を強化できるよう、情報提供・研修等を行います。
- ② 里帰り分娩を行う妊婦に対する、帰省時の保健指導の強化及び帰省先の保健医療機関との連携が強化されるよう、研修等を行います。
- ③ 診療所と病院、地域周産期母子医療センター等との連携を強化し、母体搬送等による安全な出産を確保する体制を整備します。

3 地域への啓発・普及及び支援体制の整備を図ります。

- ① 保健・医療サービス等を受ける方にとってわかりやすいように、相談や支援体制を組み立てるとともに広報します。
- ② 地域で母子保健活動に携わる医科・歯科の医療機関や、保健・福祉関係者等の連携が図れるようネットワークを整備します。

4 周産期母子医療センターの充実を図ります。

- ① 安心して妊娠、出産できる母体づくりのための啓発を推進します。
- ② 総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センターの充実強化を推進します。
- ③ 小児中核病院*等との連携を推進します。
- ④ 一般の産婦人科に受け入れ困難なハイリスク妊婦を円滑に搬送できるよう、総合周産期母子医療センターに母体搬送コーディネーターを配置し、母体搬送システムの運用支援を実施します。

⑤ 医師修学資金貸付制度などの活用により、産科医の確保を図るとともに、必要な施策を国へ要望します。

5 未熟児等を出産した母親のケア体制を充実します。

市町村や医療機関等と連携を図りながら、未熟児等を出産した母親を支援するための体制を整備します。

6 育児等のために退職し再就職を希望する人に対し、再就職に向けたきめ細かな支援に取り組みます。

- ① 就労相談や再就職支援セミナー、企業と求職者の交流会等を開催するほか、市町村と共催した県内各地での出張セミナーなど各種の就労支援を実施します。
- ② やむを得ず非正規労働を選択している人に対して、キャリアカウンセリングや適職診断などの支援を行い、正規雇用化に取り組みます。
- ③ 短期間で就業のための職業能力が身につくよう、大学、専修学校、NPO法人、企業等の民間教育訓練機関を活用して、介護、保育、IT、経理など様々な分野の職業能力開発の支援を推進するとともに、訓練機会の確保のため、託児付き訓練を実施します。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
母子保健指導事業 (再掲)	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行う。 ＜児童家庭課＞
乳幼児突然死症候群の周知	乳幼児突然死症候群対策強化月間である11月に、病院、市町村、児童福祉施設等に周知・啓発を実施する。 ＜児童家庭課＞
妊娠SOS相談事業 (再掲)	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じる。また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う。 ＜児童家庭課＞
周産期母子医療センター運営事業	周産期の母子の疾病や異常に的確に対応するため、高度な医療を提供する地域周産期母子医療センター及び総合周産期母子医療センターの運営費について補助する。 ＜医療整備課＞
母体搬送コーディネーター事業の実施	リスクの高い分娩等が緊急に生じた場合に円滑な搬送を図るため、総合周産期母子医療センターで受け入れ可能な医療機関情報を収集し、医療機関からの照会に応じて母体の受け入れ先の調整を行う。 ＜医療整備課＞
医師修学資金貸付制度	安定的な医療提供体制の整備に向けて、医師の確保と県内への定着を図るため、大学在学中の医学部生に対し、修学資金を貸し付ける。 ＜医療整備課＞

事業名	事業の内容<担当課>
千葉県ジョブサポートセンター事業	千葉県ジョブサポートセンターにおいて、主に結婚・出産・子育て等で離職し再就職を希望する女性を対象として、就労相談やセミナー等の開催により、企業と求職者のミスマッチを減らすための総合的な支援を実施する。 <div style="text-align: right;"><雇用労働課></div>
離職者等再就職訓練事業（再掲）	就業のための職業能力が身につくよう離職者等をはじめとする求職者に対して、専修学校、NPO 法人等を活用した委託訓練による多様な訓練（デュアルシステムを含む）を実施する。 <div style="text-align: right;"><産業人材課></div>

I-2-③ 経済的負担の軽減

【現状と課題】

1 助成制度の充実や資金の貸付等による負担の軽減

子育て世代にとっては、教育費や医療費などの経済的負担が重くのしかかっており、少子化の要因等の調査でも「理想の子ども数を持たない理由」として、経済的負担が上位に来ていることから、これらの負担を軽減するための支援が必要です。

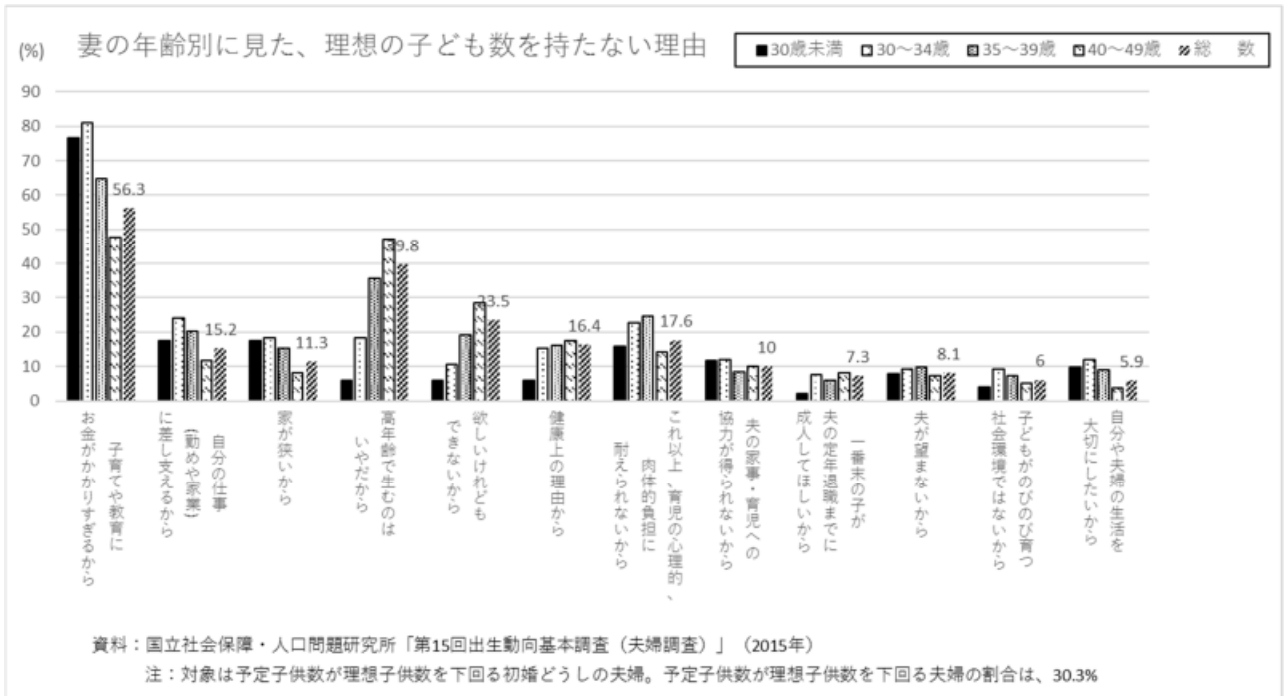
子育てにかかる費用について、助成制度の充実や資金の貸付等により負担の軽減を図るとともに、これらの制度について容易に情報が得られることが必要です。

2 幼児教育・保育及び高等教育の無償化

令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が始まりました。これにより、3歳から5歳までの全ての子どもと住民税非課税世帯の0歳から2歳までの子どもについて、幼稚園保育所、認定こども園の保育料等が上限まで無償となるほか、保育を必要とする子どもの認可外保育施設や一時預かり事業等の利用料も無償化の対象となります。

また、令和2年4月1日から高等教育の修学支援新制度が始まり、要件を満たす大学等に通う住民税非課税世帯及びそれに準じる世帯の学生等については入学金・授業料が免除又は減免となるほか、給付型奨学金制度の拡充が行われます。

(関連データ)



【施策の方向と具体策】

1 医療費等に係る経済的負担の軽減を図ります。

- ① 市町村が実施する子どもの医療費助成に要する経費への助成を継続します。
- ② 医療費助成に関連した情報をわかりやすく提供し、広報活動の充実を図ります。
- ③ 小児慢性特定疾病児童等の健全育成の観点から、患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を助成します。
- ④ 結核など、特に医療を必要とする子どもの治療費の負担を軽減します。
- ⑤ 子どもの健やかな育ちを支援するために、児童手当を支給します。

2 教育に係る経済的負担の軽減を図ります。

- ① 経済的理由により修学が困難な生徒に対しては、学費の減免等による支援を行います。
- ② 生徒の修学上の負担軽減を図るため、私立学校への助成を充実します。
- ③ 高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程等に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行います。
- ④ 経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給します。

3 幼児教育・保育の無償化の円滑な実施を図ります。

- ① 私立幼稚園や保育を必要とする子どもの一時預かり事業や認可外保育施設等の利用料を給付します。
- ② 認可外保育施設等の情報について、県ホームページ等により周知します。

令和4年度 中間見直し

【具体的事業】

事業名	事業の内容<担当課>
子ども医療費助成事業	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため子どもの疾病に係る医療費について市町村が行う医療費助成に要する経費を助成する。 <児童家庭課>
医療費助成等の情報提供	医療費助成事業について、ホームページや母子手帳別冊などで情報提供する。 <児童家庭課>
小児慢性特定疾病医療支援事業	児童の慢性疾患は、治療が長期にわたるため、国で定めた16疾患群について国の治療研究の促進に寄与し、患者家族の医療費負担の軽減を図る。 <疾病対策課>
結核児童療育医療事業	結核の児童に対して入院治療に係る医療の給付を行うとともに、学習及び療養生活に必要な日用品の支給を行う。 <児童家庭課>
児童手当制度の実施	次代を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、中学校修了前の児童を養育している父母等へ手当を支給する。 <子育て支援課>

事業名	事業の内容<担当課>
千葉県高等学校等授業料減免制度	経済的な理由により、公立高等学校等での就学が困難な高校生等に対し、授業料の減免による支援を実施する。 <教育庁財務課>
千葉県公立高等学校専攻科修学支援金事業	経済的な理由により、公立高等学校の専攻科の授業料の納入が困難な生徒に対して、専攻科修学支援金を支給する。 <教育庁財務課>
千葉県私立高等学校等授業料減免事業	経済的理由により私立の高等学校及び専修学校高等課程の授業料の納入が困難な生徒に対して、学校法人が授業料を減免した場合、その減免した授業料の全部又は一部を補助する。 <学事課>
千葉県私立高等学校入学金軽減事業	経済的理由により私立の高等学校の入学金の納入が困難な生徒に対して、学校法人が入学金を軽減した場合、学校法人に補助する。 <学事課>
千葉県高等学校等奨学のための給付金事業	経済的理由により高等学校等における授業料以外の教育費負担が困難な生徒の保護者等に対して、給付金を支給する。 <学事課・教育庁財務課>
私立学校経常費補助事業	私立学校の振興を図り、私立学校の健全な経営と生徒の修学上の負担軽減を図るため、学校法人が設置する学校の運営に要する経常的な経費に対し補助する。 <学事課>
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等*に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他教育・保育に必要な物品の購入に要する費用、行事への参加に要する費用等又は幼稚園における副食費に要する費用を助成する事業を実施する市町村に対して補助する。 <学事課・子育て支援課>
千葉県奨学資金の貸付け制度の実施	高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程に在籍し、経済的理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な学費の貸付けを行う。 <教育庁財務課>
生活福祉資金（教育支援資金）の貸付	低所得世帯に対し、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程や大学等に、入学や就学するために必要な経費の貸付けを行う。 <健康福祉指導課>
子育てのための施設等利用給付	私立幼稚園や保育を必要とする子どもの認可外保育施設等の利用料を給付する。 <学事課・子育て支援課>
公立学校給食費無償化事業	子どもが多い世帯について、物価高騰等による経済的負担の軽減を図るため、給食費無償化を実施する市町村に対し、第3子以降の義務教育期間における学校給食費の一部を補助する。また、学校給食を実施する県立学校に対しては、第3子以降の義務教育期間における学校給食費を全額補助する。 <教育庁保健体育課>
出産・子育て応援交付金事業（再掲）	妊娠時から出産・子育てまで一貫した伴走型相談支援の充実を図るとともに、妊婦や子育て世帯に対して経済的支援を一体として実施する事業を支援する。 <児童家庭課>

I-2-④ ひとり親家庭等の自立支援の推進

【現状と課題】

1 ひとり親の子育て・生活について

ひとり親家庭は生活の維持と子育てを同時に行わなければならないことから、日中働いている時間や、自身が疾病に罹患した際などに子どもを預かってもらう支援が必要です。また、ひとり親は忙しいことから、ワーク・ライフ・バランスを考える余裕がないことと併せ、地域とのつながりが希薄になり孤立してしまいがちなことから、心身の負担を軽減する支援が必要です。

2 子どもの権利の擁護・貧困の連鎖の防止

ひとり親家庭は経済的に困窮している場合が多く、こうしたひとり親家庭の子は家庭の経済状況を理由に、学校以外の教育機会に乏しいことや、希望する進路を諦めてしまう場合があります。子どもの権利を擁護する観点から、個々の家庭環境によらず、学習の機会を与えることは重要であり、将来の貧困を防止するためにも、教育費の負担軽減や学力向上等の子どもの学習支援が必要です。併せて、ひとり親家庭の子が精神的、身体的に健やかに成長していくために、安心・安全な居場所づくりと併せ、体験活動や様々な世代と交流できるような取組を推進していく必要があります。

3 経済的困窮の解消

ひとり親家庭のうち、特に母子家庭の場合は43.8%がパート・アルバイト等の雇用形態で働いており、就労収入が低いことや、収入が安定しないという問題を抱えています。安定した生活を送るための就労収入を得られるような支援と併せ、子どものライフステージの変化に合わせた就労ができるよう相談支援体制を整備する必要があります。

また、養育費の支払いについて、取り決めをしていない、取り決めしたが、支払いが滞っている等の問題を抱える者がいるため、養育費確保に関する相談支援と養育費に関する正しい知識の普及・啓発が必要です。

併せて、児童扶養手当等の給付金や公共料金の減免制度等の支援を受けていないひとり親家庭等もいることから、制度の確実な周知を図っていく必要があります。

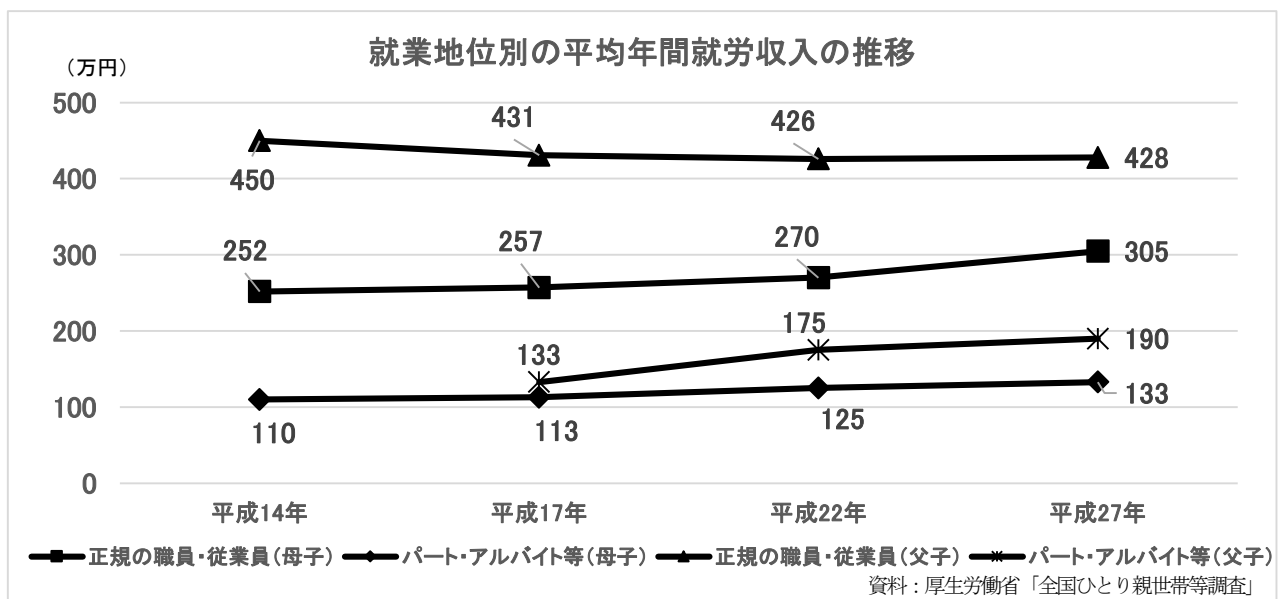
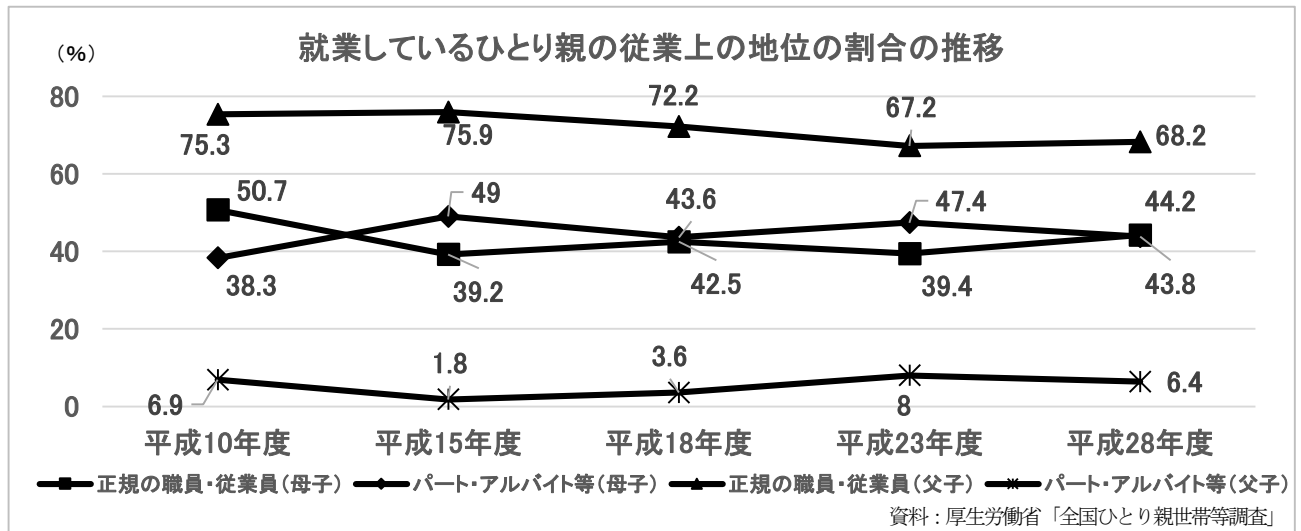
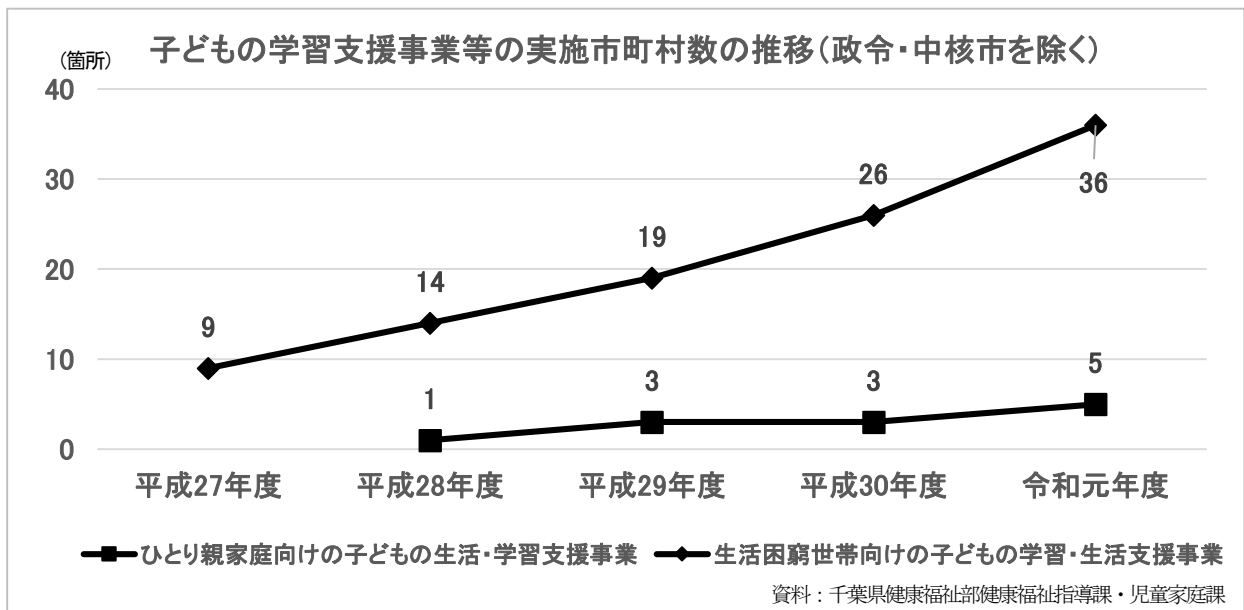
4 相談支援体制の整備

ひとり親家庭の問題は子育てや就業、親の介護など多岐にわたることから、こうした問題をひとり親家庭特有の問題として捉えるのではなく、地域で生活する上で困難を抱えている世帯の問題として、地域全体で支援することが必要です。

また、ひとり親家庭の生活環境の変化に応じ、適宜必要な支援を実施できるよう切れ目のない相談体制を充実させる必要があります。

それとともに、親の介護など非常に重い負担を抱えている特別な支援を要するひとり親家庭の支援についても、各関係機関が連携し、必要な支援へつなげていく必要があります。

(関連データ)



【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
子どもの生活・学習支援事業実施市町村数	5市 (R元年度)	10市
自立支援教育訓練給付金受給者数	86人 (H30年度)	100人
高等職業訓練促進給付金受給者数	191人 (H30年度)	230人
ひとり親支援施策に関する協議の場の設置	実績なし	モデル事業のための地域指定
日常生活支援事業実施市町村数	6市 (R元年度)	10市
子育て短期支援事業実施市町村数	18市 (R元年度)	23市

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
子どもの生活・学習支援事業実施市町村数	6市 (R3年度)	10市
自立支援教育訓練給付金受給者数	66人 (R3年度)	100人
高等職業訓練促進給付金受給者数	184人 (R3年度)	230人
ひとり親支援施策に関する協議の場の設置	0 (R3年度)	モデル事業のための地域指定
日常生活支援事業実施市町村数	6市 (R3年度)	10市
子育て短期支援事業実施市町村数	25市 (R3年度)	23市

【施策の方向と具体策】

- 1 ひとり親家庭の子育て負担軽減のため、妊娠期から子育て期にわたるまで、個々の事情に寄り添った支援ができるよう子育て世代包括支援センター等の相談支援窓口を活用し、相談支援体制の整備を図り、親の負担を軽減する等の支援をします。
 - ① 市町村が保育所等の利用を調整するに際して、ひとり親家庭は入所の必要性が高いものとして優先的に扱われるよう、配慮を促します。
 - ② 日常生活支援事業をひとり親家庭が利用しやすい環境の検討を行い、その手法や優良な事例紹介を行いながら実施自治体を増やします。
 - ③ 生活上の様々な問題のため子どもの養育が困難になったひとり親については、諸問題につながらないように母子生活支援施設の入居について周知を行います。
 - ④ ひとり親の子育て負担軽減のため、一時的に子どもの預かりを行う子育て短期支援事業の実施を各市町村に働きかけます。
 - ⑤ 妊娠期から子育て期までを支援する子育て世代包括支援センターと連携して活用を推進することで、ひとり親家庭等の負担軽減や子育て支援等を行います。

- 2 ひとり親家庭の子の学習の場の提供や、家庭学習の習慣化等により、貧困の連鎖に陥らないように支援します。
 - ① 子どもの学習支援について、生活困窮世帯向けの子どもの学習・生活支援事業との連携等を検討するよう市町村への働きかけを行い、実施自治体を増やします。
 - ② 放課後児童クラブ等による基本的な生活習慣の習得や、放課後子供教室等と一体的あるいは連携した様々な体験活動や学習支援を行うなど、子どもが楽しみながら、生活習慣、学習習慣を習得できるよう支援するとともに、ひとり親の子どもの健やかな成長のため、食事等の提供や様々な世代の人と交流するNPO法人等が運営する「子ども食堂」と連携した事業の推進を図ります。

- 3 ひとり親家庭になったことによる世帯収入の減少や子どもの進学等によって発生する一時的な費用について支援します。
 - ① 児童扶養手当等の給付金や公共料金等の減免制度等の確実な周知に努めるとともに、母子父子寡婦福祉資金貸付事業を着実に実施します。
 - ② ひとり親家庭等医療費助成制度について、ひとり親の利便性の向上を図るため給付方法を現物給付に移行するとともに、自己負担額の軽減等の見直しを検討します。

- 4 就職や転職を支援するため就業支援体制の充実を図ります。
 - ① 「母子家庭等就業・自立支援センター事業」に基づく支援や、ワンストップでの支援につなげられるようハローワーク、市町村の双方に働きかけを行います。
 - ② 就職に有利な技能習得や資格取得のための職業訓練への参加を促すため、自立支援給付金事業を実施するとともに、地域の実情に応じて事業の実施に必要な助言を行います。
 - ③ 就職や転職に有利になる就業に関する技能や知識を備えられるよう、パソコン講座や介護職員初任者研修の講座等のひとり親家庭向けの就業支援講習会を開催します。
 - ④ 妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センタ

一とひとり親家庭の就労支援を行う関係機関が連携し、子どもと親の将来設計を考えた子育てと就業の両面を支援し、ひとり親家庭の経済的自立を促進します。

5 養育費の確保支援策の強化を図ります。

- ① 弁護士による養育費確保相談を実施するとともに、ホームページやパンフレットによりその必要性について、啓発を実施します。
- ② 面会交流の実施が困難な父母に対して面会交流支援を実施するとともに事業に関する周知を実施します。

6 支援体制の総合的充実を図ります。

- ① 母子・父子自立支援員などの相談・支援に携わる人材を対象とした研修を実施し、より専門性の高い相談支援体制を充実させるとともに、市町村や関係機関などと連携し、ライフステージに応じた伴走型の切れ目のない支援体制の整備を図ります。
- ② ひとり親家庭が抱える特有の問題として捉えるのではなく、地域で生活する上で困難を抱えている世帯の問題として、地域で協力し合い、問題を解決できるよう各関係団体と連携を図るとともに、ひとり親家庭の課題を解決するために議論等を行う会議体の設置を目指します。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
母子生活支援施設の入所	配偶者のない女子が生活上の様々な問題のため、児童の養育が十分にできない場合に、母親と児童を共に入所させ保護するとともに、自立支援のための生活指導等を実施する。 <児童家庭課>
母子・父子自立支援員による相談の実施	母子家庭及び寡婦等の経済上の問題、児童の就学、就職の問題等の相談に応じ、その自立に必要な情報提供や指導、また、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。 <児童家庭課>
ひとり親家庭等生活向上事業	ひとり親家庭等を対象に生活支援のための情報交換や相談の場を設けることや、ひとり親家庭等の子どもを対象に、生活習慣の習得支援・学習支援を行う。 <児童家庭課>
ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭等において病気や冠婚葬祭等の場合に、家庭生活支援員を派遣し、子どもの保育を始めとした日常生活の支援を行う。 <児童家庭課>
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により児童を養育することが一時的に困難になった場合等に養育・保護する、また、保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合に生活指導、食事の提供等を行う。 <児童家庭課>

事業名	事業の内容<担当課>
児童扶養手当の支給	母子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する。 ＜児童家庭課＞
母子父子寡婦福祉資金の貸付の実施	母子家庭等の経済的自立や生活意欲の助長、児童の福祉向上を図るため、修学資金・事業開始資金等各種資金を無利子又は低利で貸し付ける。 ＜児童家庭課＞
ひとり親家庭等医療費等助成事業	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、医療費助成を行う。 ＜児童家庭課＞
母子家庭等自立支援給付金事業	ひとり親の就労をより効果的に促進するため、自主的に職業能力の開発を行う母子家庭の母又は父子家庭の父に対し給付金を支給する。 ＜児童家庭課＞
母子家庭等就業・自立支援センター事業	母子家庭の母等に対する就業相談・職業紹介、就業に結びつく可能性が高い資格等を習得するための講習会の開催、専門の相談員による養育費等に係る個別相談、別居親と子どもの面会交流援助等を実施する。 ＜児童家庭課＞
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	修学を容易にし、ひとり親の自立促進を図るため、高等職業訓練促進給付金を活用し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親に対し、高等職業訓練促進資金の貸付けを行う。 ＜児童家庭課＞
ひとり親家庭住宅支援資金貸付事業	母子・父子自立支援プログラムの策定を受け、就労等に向けて意欲的に取り組んでいる児童扶養手当受給者に対し、住居の借上げに必要な資金の貸付を行う。 ＜児童家庭課＞

I-3-① ワーク・ライフ・バランスの推進

【現状と課題】

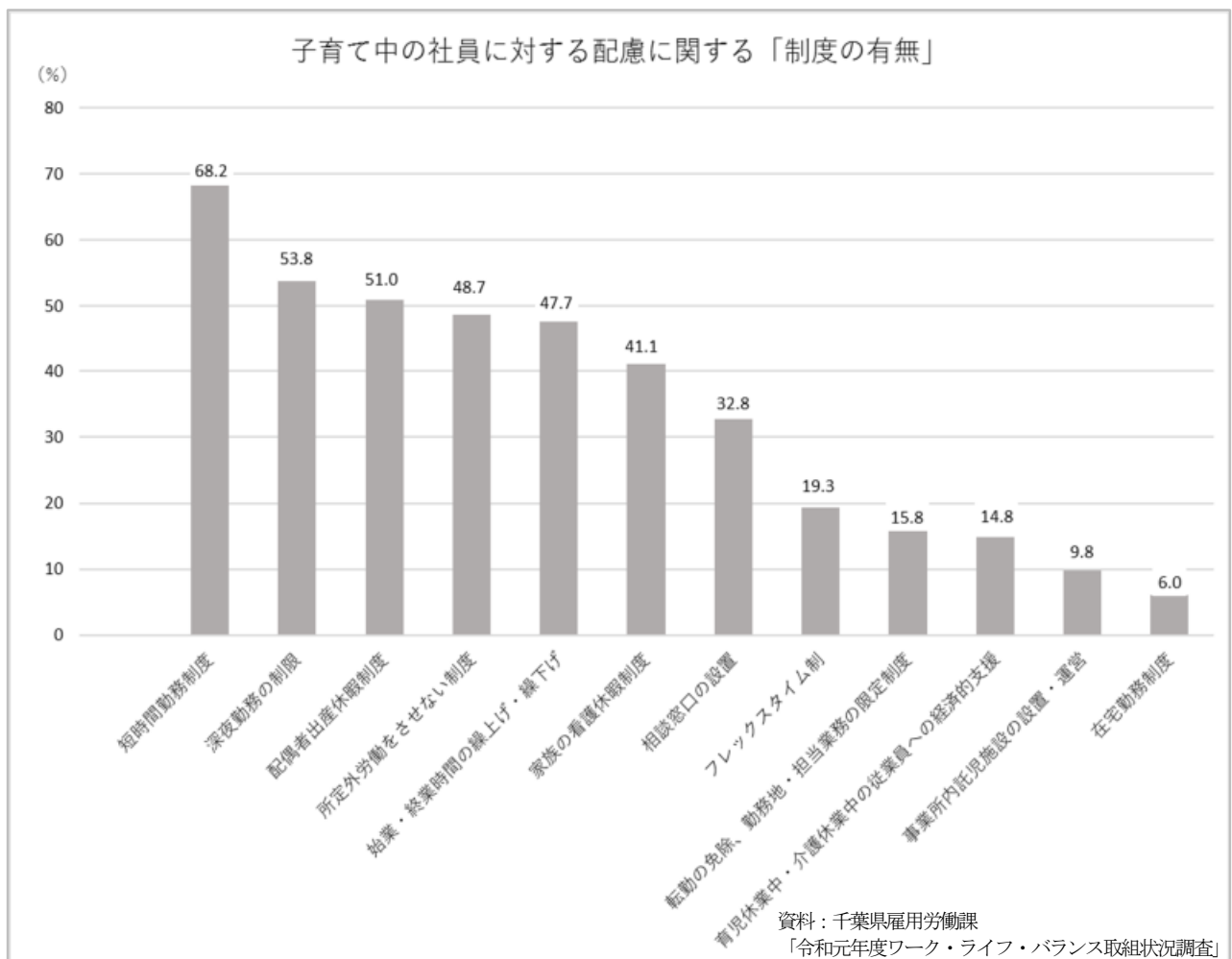
安心して子どもを生み育てられる社会をつくるためには、ワーク・ライフ・バランス* を推進し、仕事と生活のバランスがとれた働き方の実現を目指していくことが大切です。

しかしながら、平成29年度の国の調査によると、千葉県における週の労働時間が60時間以上の雇用者の割合は10.2%と全国平均(9.5%)より多く、全国で多い順で5番目となっています。また、年次有給休暇取得率についても、約56%に留まっており、政府目標である70%とは乖離がある状況です。

このような状況に対して、県内企業のワーク・ライフ・バランスの推進に向け、法令に基づいた適切な労務管理や長時間労働の是正、仕事と子育てなどが両立しやすい多様な働き方の導入など、各企業に応じた支援を行っていく必要があります。

特に中小企業は大企業に比べて、人材やノウハウが不足しているなどの課題があることから、県内中小企業に対する支援の充実を図る必要があります。

(関連データ)



【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
仕事と生活の両立が図られていると感じる家庭の割合	66.6% (R元年度)	80.0%

令和4年度 中間見直し**【目標の設定】**

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
仕事と生活の両立が図られていると感じる家庭の割合	70.6% (R3年度)	80.0%

【施策の方向と具体策】**1 企業の「ワーク・ライフ・バランス」の推進に向けた取組を支援します。**

- ① 企業経営者や人事労務担当者に対し、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革についての周知啓発を行います。
- ② 中小企業に対して働き方改革アドバイザーを派遣し、企業の実情に合わせた助言を行います。
- ③ ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の推進に向けた取組を積極的に行っている県内の事業所を広く紹介します。
- ④ 国（千葉労働局）、市町村、企業・経営者団体、労働組合等と協力体制を構築して取組を促進します。

2 適切な労務管理に向けた労働関係法令等の周知啓発を行います。

- ① 企業経営者、人事労務担当者、一般県民向けに労働関係法の基礎知識などの周知・啓発を行います。
- ② 高校生向けに専門家を派遣し、労働法の基礎知識を学ぶ機会を提供します。
- ③ 賃金、解雇、労働時間等の様々な労働問題に対して、労働相談業務を通じて専門家による労働法に基づいたアドバイスを行います。

令和4年度 中間見直し**【具体的な事業】**

事業名	事業の内容<担当課>
働き方改革の推進	セミナー等の開催により、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革についての企業の意識啓発を図るとともに、働き方改革アドバイザーを派遣するなど、企業の取組を支援する。 <雇用労働課>

事業名	事業の内容<担当課>
働き方改革に取り組む企業の登録制度	ワーク・ライフ・バランスや働き方改革に取り組む企業を登録し、登録企業の取組内容などを県ホームページ等で広く紹介することにより、県内企業の取組の促進を図る。 ＜雇用労働課＞
労働大学講座の開催	県内の労働者、使用者及び一般県民に対して、基本的な労働法知識等の普及・啓発を図るため労働大学講座を開催する。 ＜雇用労働課＞
ワークルール講座の開催	高校生向けに実際の就労に役立つ労働法の基礎知識を学ぶ機会を提供する。 ＜雇用労働課＞
労働相談事業の実施	県内の労働者及び使用者を対象として、賃金、解雇、労働時間等の労働問題に関する労働相談を行うことにより、労使関係の安定、適切な労務管理の促進等を図る。 ＜雇用労働課＞

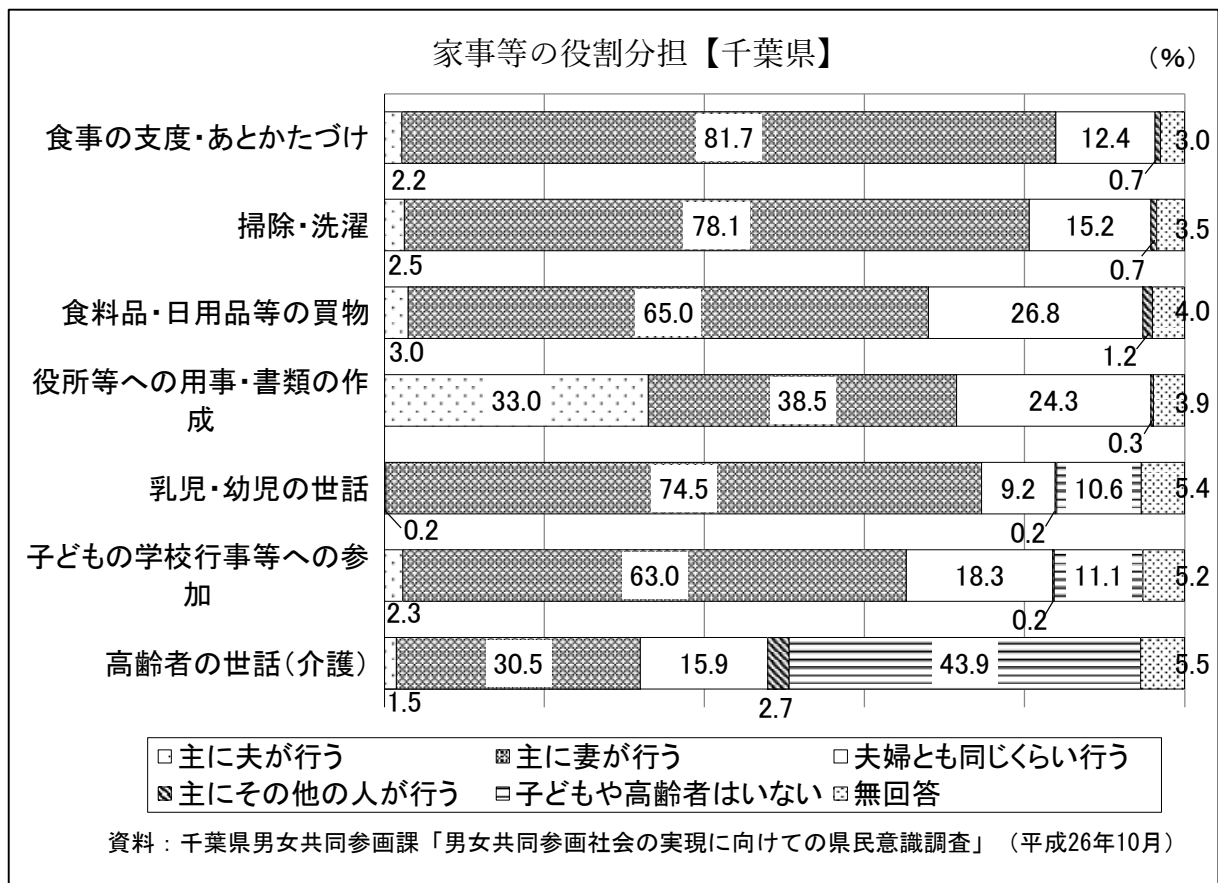
I-3-② 男女が協力して子育てできる環境づくり

【現状と課題】

平成26年に県が実施した「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」では、乳児・幼児の世話や子どもの学校行事などへの参加を主に妻が行うと回答した方が多いように、依然として子育ての中心的な役割は母親が担っています。市町村では、これから父親、母親になる夫婦に対し、出産や子育てに対する不安を軽減し、協力して子育てをする意義等について理解を深めてもらえるよう、両親学級や子育て準備講座等を開催しています。

母親の育児の負担感や孤立感を軽減し、ゆとりある子育て環境をつくるためにも、男女共同参画意識を醸成し、男性が自ら家事・育児を行うなど、男女が協力して子育てに関わり、共に責任を負う社会の構築が重要です。

(関連データ)



【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
積極的に育児をしている父親の割合 3・4か月児健診（健康相談）時 1歳6カ月児健診時 3歳児健診時	62.0% 59.6% 54.5% (H29年度)	全て 70.0%

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
積極的に育児をしている父親の割合 3・4か月児健診（健康相談）時 1歳6カ月児健診時 3歳児健診時	70.7% 68.2% 62.8% (R3年度)	全て 70.0%

【施策の方向と具体例】

1 男女が協力して子育てできる環境づくりの促進を図ります。

共働き世帯の増加や地域コミュニティにおける人間関係の希薄化などに伴い、育児環境が大きく変わる中で、男女が共に子育てを担う意識を醸成するため、企業などと連携した幅広い男女共同参画意識の普及・啓発を行います。

2 男女共同参画社会への理解と主体的な取組を促進します。

男女共同参画に関する講座や地域での活動を促進することにより、多様な価値観を持つ男女がそれぞれの生き方を尊重し合い、共に責任を持ちながら、子どもを生き育てる意識の醸成を図ります。

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
男女共同参画地域推進員事業	県や市町村と地域のパイプ役となる「男女共同参画地域推進員」の活動を通じて、地域に根ざした広報・啓発活動等を行う。 <男女共同参画課>
男女共同参画推進事業所表彰の実施	労働の場における男女共同参画の取組を進めるため、仕事と家庭の両立支援や女性の登用、職域拡大等に積極的に取り組んでいる県内事業所を表彰し、広く紹介する。 <男女共同参画課>

事業名	事業の内容<担当課>
千葉県男女共同参画推進連携会議	職場、学校、地域、家庭など社会のあらゆる分野における男女共同参画の取組みを促進するため、官民が協働し、情報交換や研修会等を実施する。 <男女共同参画課>
男女共同参画センターフェスティバル及びネットワーク会議の開催	男女共同参画への理解を深めてもらうとともに、男女共同参画の推進に主体的に取り組む民間団体と県民の交流・学習の場を提供し、男女共同参画社会づくりに向けた機運の醸成を目的として、センターフェスティバル及びネットワーク会議を開催する。 <男女共同参画課>
男女共同参画センターにおける学習研修事業	男女共同参画の推進に向けて、県民意識の醸成や人材の養成を図るための各種講座のほか、大学や地域団体との連携により専門性・先進性の高い、社会経済情勢に応じた講座を開催する。 <男女共同参画課>

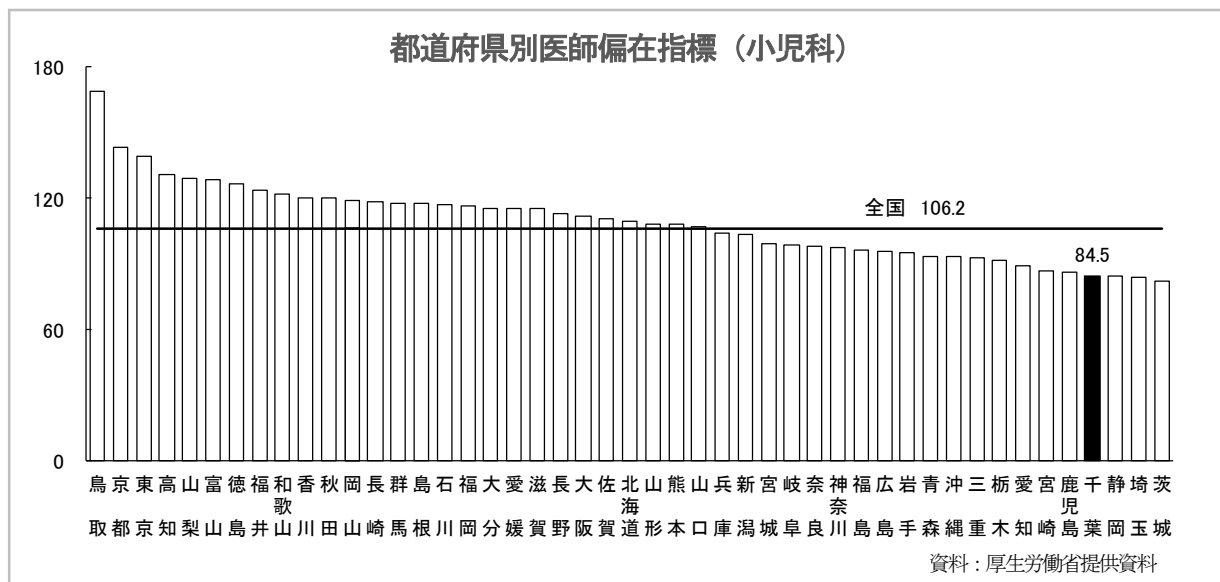
Ⅱ-4-① 小児医療体制の整備

【現状と課題】

小児救急医療については、小児が自分の症状を的確に伝えられないことが多いこと、核家族化に伴い子どもの健康に関する相談相手が周囲に少なくなっていること、共働き夫婦の増加により家庭で子どもの異常に気付くのは遅い時間帯になっていることなどから、多くの軽症患者が病院に集中し、小児科医などの負担が増大するばかりでなく、重症者への対応が遅れることが懸念されています。

また、全国ベースで小児科医の多寡を統一的・客観的に比較・評価する指標である小児科における医師偏在指標は、全国値の106.2（平成28年時点の医師数等を基に厚生労働省が算出）に対して、本県は全国第44位の84.5（同）と低く、救急医療体制を含め小児医療体制の充実が重要な課題となっています。

（関連データ）



【施策の方向と具体策】

- 1 子どもの病気について、保護者への情報提供を推進します。

子どもの病気について、保護者へ情報提供するとともに、小児救急電話相談体制事業（#8000）を実施し、保護者の不安感の軽減と救急医療の負担を軽減します。
- 2 小児医療体制の充実を図ります。
 - ① 小児科医等が夜間・休日に小児初期救急患者を受け入れる小児初期救急センター運営事業を実施します。
 - ② 二次医療圏* 単位で小児科を置く病院が輪番制で重症の小児救急患者を受け入れる事業を実施します。
 - ③ 広域で小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院運営事業を実施します。

- ④ 千葉県こども病院をはじめとする全県（複数圏域）対応型小児医療拠点病院* 及び救命救急センター（県救急医療センターを除く）14箇所において小児の三次救急医療* を実施します。
- ⑤ 医師修学資金貸付制度などにより、小児科医の確保を図るとともに、必要な施策を国へ要望します。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
小児救急医療啓発事業	子どもの急病時の対応についてのガイドブックを配布する等の事業を実施する。 <医療整備課>
小児救急電話相談事業	夜間において、小児の保護者等からの電話相談に小児科医等が対応し、適切な助言を行う事業を実施する。 <医療整備課>
小児救急医療体制の整備	<p>小児救急医療体制の整備を図るとともに、県のホームページ、母子健康手帳 別冊で広く情報を提供する。 <医療整備課・児童家庭課></p> <p>1 初期救急医療体制<医療整備課> 以下の事業等により、小児の初期救急医療体制の整備を図る。</p> <p>①小児初期救急センター運営事業 市町村等が実施する小児初期救急センター及び市町村等の長の要請を受けた診療所の開設者が実施する小児初期救急センターに対し助成する。</p> <p>②小児救急地域医師研修事業 小児科医師、内科医師等を対象として、小児救急医療及び児童虐待に関する研修を実施する。</p> <p>2 第二次救急医療体制<医療整備課> 以下の事業等により、小児の二次救急医療体制の整備を図る。</p> <p>①小児救急医療支援事業 原則として二次医療圏単位で小児科医を置く病院がグループを作り、輪番制で夜間・休日に小児の二次救急医療患者を受け入れる病院の運営経費に対し助成する。</p> <p>②小児救急医療拠点病院運営事業 小児救急医療体制の確保が困難な地域において、複数の二次医療圏からなる広域を対象とし、小児救急患者を毎夜間・休日に受け入れる小児救急医療拠点病院の運営経費に対して助成する。</p> <p>3 第三次救急医療体制<医療整備課・病院局経営管理課> 以下の事業等により、小児の三次救急医療体制の整備を図る。</p> <p>①県こども病院及び各地域の救命救急センター（県救急医療センターを除く）で、重篤救急患者を受け入れる。</p>

	<p>②小児救命救急センター*運営事業</p> <p>原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れる小児救命救急センターの運営費についての補助を実施する。</p>
<p>医師修学資金貸付制度 (再掲)</p>	<p>安定的な医療提供体制の整備に向けて、医師の確保と県内への定着を図るため、大学在学中の医学部生に対し、修学資金を貸し付ける。</p> <p style="text-align: right;">＜医療整備課＞</p>

II-4-② 子どもの保健対策の充実

【現状と課題】

1 乳幼児健康診査とその後の継続支援

子どもの心や身体の健康については、市町村において実施される乳幼児健康診査や健康相談、保健指導等を主軸に支援しています。平成30年度の1歳6か月児健康診査の受診率は96.6%、3歳児健康診査は93.7%となっており、いずれも受診率は微増傾向にあります。

健康診査は、疾病や異常を早期に発見し、適切な指導、療育につなぐとともに、保護者の育児不安等の軽減を図り、また、家族の状況に係る問題等に関連した虐待発生のリスク要因を早期に発見し、虐待の発生予防につなげる重要な場となっています。

利用者の立場に立った、よりきめの細かい支援体制を組み、受診率の一層の向上を図るとともに、未受診児の把握や健康診査で継続指導が必要と判断された親や児童の支援体制の充実を図ることが重要です。

また、子どものむし歯は減少傾向にありますが、地域や生活習慣、保護者の歯・口腔保健に対する意識等の違いによる差が見られることから、保護者等に対する正しい知識等の啓発を進めるとともに、多数のむし歯を保有する子どもへの支援が必要です。

2 予防接種の推進と制度の周知

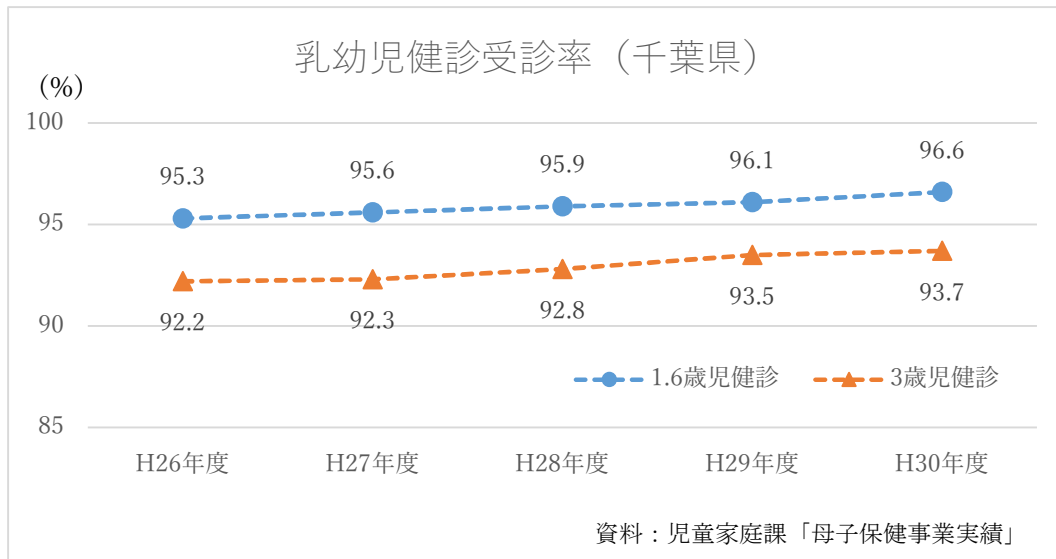
定期予防接種は、各市町村が契約している、医療機関で行われていますが、対象者の中には、居住市町村外のかかりつけ医であったり、事情によりその契約医療機関で予防接種を受けられない方もいます。また、長期にわたり療養を必要とする疾病にかかり、予防接種実施要領により定められた接種時期に、その機会を逃してしまう場合があります。全ての対象者が、接種を受けられるよう、関係機関と協力しつつ、周知啓発を行い、必要な人が制度を活用できるようにする必要があります。

3 アレルギー疾患のある子どもへの支援

アレルギー疾患には、気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギーなどがありますが、国民の2人に1人は何らかのアレルギー疾患に罹患しているとされ、その患者数は近年増加傾向にあります。

アレルギー疾患は、慢性疾患であるだけでなく急激な症状の悪化を繰り返すこともあり、時には休園、休学等を余儀なくされるなど日常生活に多大な影響を及ぼします。また、突然の症状悪化により緊急対応を要する疾患もあることから、アレルギー疾患のある子どもやその保護者が、平時からの自己管理のもと安心して暮らしていけるよう、周囲の関係者がアレルギー疾患への理解を深め、適切に支援していく必要があります。

(関連データ)



【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の受診率	1歳6か月児健診 96.6% 3歳児健診 93.7% (H30年度)	増加を目指します
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の未受診児の状況把握	1歳6か月児健診 87.3% 3歳児健診 84.8% (H30年度)	1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 100%

令和4年度 中間見直し

【目標の設定】

目標項目	現状（基準年度）	目標（R6年度）
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の受診率	1歳6か月児健診 92.5% 3歳児健診 90.8% (R3年度)	増加を目指します
1歳6か月児健康診査・ 3歳児健康診査の未受診児の状況把握	1歳6か月児健診 79.7% 3歳児健診 70.4% (R3年度)	1歳6か月児健診 100% 3歳児健診 100%

【施策の方向と具体策】

- 1 市町村が実施する乳幼児健康診査の内容の充実、受診率の向上に向けて支援します。
 - ① 乳幼児健康診査の内容や実施体制を更に検討し、子どもの健康上の問題を早期に発見し、適切な療育につなげる機能の充実を図るとともに、親子の心の問題に対応する相談窓口機能、親の育児力の形成や育児中の親の交流の場としての機能も充実できるよう、情報提供や研修等により市町村を支援します。
 - ② 幼児歯科健診や歯科相談等で、むし歯予防対策の推進を図り、むし歯罹患のハイリスク児に対して、重点的な歯科保健指導や予防処置の取組を促進します。
 - ③ 乳幼児健康診査の未受診者への対応については、未受診者の家庭にこそ問題があるという視点から、保健師のみならず地域の人的資源や医療機関等を活用して状況把握を行い、受診もれ、対応もれがないよう関係機関の連携を図れるよう支援します。

- 2 特に療育等の必要な子どもへの継続的な支援を行います。
 - ① 市町村母子保健担当課、保育所、幼稚園等、子どもの養育に関わる機関の連携を強化し、心や身体に問題を抱える親子に対して一貫した支援を提供できるよう支援します。
 - ② 各健康福祉センター（保健所）において、小児慢性特定疾病児童等及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うとともに、医療、保健、福祉、教育、就労分野等の関係機関との連携調整その他の講演会等の事業を行い、小児慢性特定疾病児童等の健全育成及び自立促進の支援を図っていきます。
 - ③ 小児期から成人期への移行期にある患者が、必要な医療や支援を確実に、かつ切れ目なく受けられるよう移行期医療支援センターを中心に、医療体制整備及び患者自律（自立）支援を進めていきます。

- 3 予防接種制度を周知し、事業の推進を図ります。

子どもを感染症から守るために、予防接種を居住地以外の医療機関でも受けられるよう、県内全域で接種できる体制を継続します。また、長期療養や骨髄移植等で定期接種の機会を逃した子どもが接種の機会が得られるよう、予防接種センター* 等関係機関と連携し制度の周知啓発に努めます。

- 4 アレルギー疾患のある子どもや家族の生活の質の維持向上を図ります。
 - ① アレルギー疾患の発症・重症化予防のために、アレルギー疾患を適切に自己管理ができるよう、正しい知識の普及に努めます。
 - ② アレルギー疾患を有する子ども・家族の生活の質を維持向上することを目的に、周囲の関係者がアレルギー疾患を理解し、適切な配慮や対応ができるよう、相談等に携わる職種の育成や教育・保育施設、学校等の職員への研修や情報提供等を行います。

令和4年度 中間見直し

【具体的な事業】

事業名	事業の内容<担当課>
母子保健指導事業	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行う。 ＜児童家庭課＞
先天性代謝異常等検査事業	先天性代謝異常及び先天性甲状腺機能低下症は、早期に発見し、早期に治療を開始することにより、知的障害など心身障害の発生を予防することが可能であるため、新生児期に血液検査を行い、早期発見に努める。 ＜児童家庭課＞
新生児聴覚検査体制整備事業	新生児聴覚検査に係る検討会や研修会を開催し、県内における聴覚障害の早期発見、早期療育体制の推進、整備を図る。 ＜児童家庭課＞
小児慢性特定疾病児童等自立支援事業	小児慢性特定疾病児童等の健全育成を図るとともに、小児慢性特定疾病児童等及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現を図るために、千葉県慢性疾病児童等地域支援協議会を開催する。 小児慢性特定疾病児童等及びその家族の日常生活上の悩みや不安等の解消、健康の保持増進や福祉の向上を図るため、各健康福祉センター（保健所）において、療育相談指導、巡回相談指導、ピアカウンセリング、自立心の育成相談、学校・企業等の地域関係者からの相談対応及び情報提供等を実施する。 ＜疾病対策課＞
予防接種の市町村相互乗り入れ体制の継続、長期療養児の接種機会の確保	県内全域で接種できる体制や長期療養のために接種の機会を逃した子どもへの対応について周知し、全ての対象者が制度を活用できるよう推進する。 ＜疾病対策課＞
アレルギー疾患対策事業	千葉県アレルギー疾患医療連絡協議会において、千葉県アレルギー疾患対策推進計画に基づく効果的な事業の実施及び今後の施策の方針について検討する。 千葉県アレルギー相談センター（庁内）において、専門の医師や看護師が相談に応じるほか、県ホームページ等を通じて適切な情報提供を行う。 アレルギー疾患対策に係る人材育成を目的として、相談・保健指導従事者向け研修及び教育・保育施設等職員向け研修を開催する。 ＜疾病対策課＞

事業名	事業の内容<担当課>
移行期医療支援体制整備事業	移行期医療を総合的に支援するため、移行期医療支援センターを設置し、小児医療機関や保護者からの相談対応、小児診療科と成人診療科の連携支援、医療関係者に対する研修会の開催等を実施する。 <p style="text-align: right;"><疾病対策課></p>